資 料 編

資料編目次

「第1部	環境	行政の総合的推進」に関して	(担 当 課・室)
表1-1	1 - 1	環境行政のあゆみ	(環境政策課)
表1-1	1 - 2	環境関係予算の概要(3)	(環境政策課)
表1-1	1 - 3	市町村の環境行政担当組織(4)	(環境政策課)
表1-4	1 - 1	奈良県環境審議会の答申状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(環境政策課)
「第2部	豊か	›な自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生 ₋	
表2-3		鳥獣保護区及び特別保護地区の状況(6)	
表2-3		休猟区の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・(7)	
表2-3		鳥獣捕獲禁止区域の状況・・・・・・・・・(7)	
表2-3		鉛散弾規制地域の状況・・・・・・(7)	
表2-3		特定猟具使用禁止区域の状況(7)	
表2-3		特定希少野生動植物(12種)(9)	
表2-5	5 – 1	県内の文化財の指定件数	
表2-5	5 – 2	国指定文化財の指定件数	
表2-5	5 – 3	県指定文化財の指定件数	
表2-5	5 – 4	文化財の保護対策・・・・・・・・・(12))(文化財保存課)
「第3部	快遃	園・安全な生活環境の創造 」に関して	
表3-]	1 - 1	市町村別の風致地区指定状況 (13)	
表3-]	1 - 2	風致地区における許可基準	
表3-]	1 – 3	風致地区における行為別許可申請件数)(景観・自然環境課)
表3-1	1 - 4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における	
		地区別許可申請件数) (景観・自然環境課)
表3-1	1 – 5	市町村別の歴史的風土保存区域及び	
		特別保存地区等指定状況) (景観・自然環境課)
表3-1	1 – 6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における	
		行為規制) (景観・自然環境課)
表3-]	1 - 7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における	
		行為許可申請件数)(景観・自然環境課)
		歴史的風土特別保存地区における買入れ実績(15)	
表3-]	1 - 9	都市公園の現況	(公園緑地課)
図3-3	3 – 1	光化学スモッグ広報伝達機構	(環境政策課)

	表3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表	(環境政策課)
	表3-3-2	光化学スモッグ広報発令基準	(環境政策課)
	表3-3-3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(環境政策課)
	表3-3-4	光化学スモッグ対策措置事項	(環境政策課)
	表3-3-5	注意喚起のための暫定的な指針	(環境政策課)
	表3-3-6	工場騒音に係る特定施設	(環境政策課)
	表3-3-7	工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)(21)	(環境政策課)
	表3-3-8	特定建設作業及び規制基準 (騒音)(22)	(環境政策課)
	表3-3-9	騒音に係る環境基準(23)	(環境政策課)
	表3-3-10	道路交通騒音に係る要請限度・・・・・・・・・(24)	(環境政策課)
	表3-3-11	自動車騒音面的評価結果・・・・・・・・・(25)	(環境政策課)
	表3-3-12	環境騒音測定結果表(市町村測定分)	
		一般地域(道路に面する地域以外の地域)(26)	(環境政策課)
	表3-3-13	環境騒音測定結果表(市町村測定分)	
		道路に面する地域	(環境政策課)
	表3-3-14	工場振動に係る特定施設	(環境政策課)
	表3-3-15	工場振動に係る規制基準 (敷地境界線上)(31)	(環境政策課)
	表3-3-16	特定建設作業及び規制基準 (振動)(31)	(環境政策課)
	表3-3-17	道路交通振動に係る要請限度(32)	(環境政策課)
	表3-3-18	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(33)	(環境政策課)
	表3-4-1	環境基準水域類型指定状況	(環境政策課)
	表3-4-2	水質汚濁に係る環境基準(38)	(環境政策課)
	表3-4-3	地下水質測定結果総括表(42)	(環境政策課)
	表3-4-4	異常水質発生状況	(環境政策課)
	表3-4-5	浄化槽設置整備事業(奈良県浄化槽設置整備補助事業)の概要 (44)	(環境政策課)
	表3-4-6	農業集落排水事業の実績(44)	(農村振興課)
	表3-4-7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法	
		による業種別特定事業場数(45)	(環境政策課)
	表3-4-8	上乗せ基準の設定状況	(環境政策課)
	表3-4-9	ゴルフ場使用農薬調査結果(48)	
	表3-5-1	土壌の汚染に係る環境基準(49)	(環境政策課)
「會	第4部 持続	的発展が可能な循環型社会の構築」に関して	
	図4-1-1	廃棄物の分類	
		ごみ処理の状況(50)	(廃棄物対策課)
		ごみ処理 (焼却処理) 施設の整備状況(51)	(廃棄物対策課)
	表4-1-3	ごみ燃料化施設の整備状況(51)	(廃棄物対策課)
	表4-1-4	粗大ごみ処理施設の整備状況(52)	(廃棄物対策課)
	表4-1-5	廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況(52)	(廃棄物対策課)

表4-1-6	大阪湾フェニックス利用の状況	(廃棄物対策課)
表4-1-7	し尿処理の状況	(廃棄物対策課)
表4-1-8	し尿処理施設の整備状況(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-9	地域し尿処理施設 (コミュニティ・プラント)の	
	整備状況(55)	(廃棄物対策課)
表4-1-10	浄化槽の設置状況 (55)	(環境政策課)
表4-1-11	净化槽設置届出状況(55)	(環境政策課)
表4-1-12	産業廃棄物の種類 (56)	(廃棄物対策課)
表4-1-13	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況(58)	(廃棄物対策課)
表4-1-14	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況(58)	(廃棄物対策課)
表4-2-1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの	
	導入状況	(エネルギー政策課)
「第7部 共通	的基盤施策の推進」に関して	
表7-1-1	公害苦情調査結果	(環境政策課)
表7-1-2	種類別の苦情 (新規受理) 件数の推移(63)	(環境政策課)
表7-1-3	典型 7 公害の発生源別苦情(新規受理)件数(63)	(環境政策課)
表7-1-4	奈良県公害審査会の処理事件の概要(64)	(環境政策課)
環境用語の解説	(66)	

表 1 - 1 - 1 環境行政のあゆみ

年	奈 良 県	国
昭和 42 年 (1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布(8月)
昭和 43 年 (1968)		・大気汚染防止法を公布(6月) ・騒音規制法を公布(6月)
昭和 44 年 (1969)	・奈良県公害防止条例を制定(4月)	・初の公害白書を刊行(5月)
昭和 45 年 (1970)	・企画部に公害消防課を設置(4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定(9月) ・企画部に公害課を設置(12月)	- 公害紛争処理法を公布(6月) - 公害対策本部を設置(7月) - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布(12月) - 水質汚濁防止法を公布(12月)
昭和 46 年 (1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正(7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定(7月)	・悪臭防止法を公布(6月) ・環境庁を設置(7月)
昭和 47 年 (1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定(3月)	・自然環境保全法を公布(6月)
昭和 48 年 (1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布(10月)
昭和 49 年 (1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正(3月)	
昭和 51 年 (1976)	・公害課を衛生部へ移管(4月)	・振動規制法を公布(6月)
昭和 63 年 (1988)	・公害課を環境保全課に改称(4月)	
平成元年 (1989)	・衛生部を保健環境部に改称(4月)	
平成3年(1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置(4月) ・奈良県環境会議設置(6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布(4月)
平成4年(1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12 月)
平成5年(1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管 理課へ移管(4月)	・環境基本法を公布 (11 月)
平成6年(1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改 称(7月)	・環境基本計画を策定 (12 月)
平成7年(1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境 部へ編入(4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法 律を公布(6月)
平成8年(1996)	・奈良県環境総合計画を策定(3月)・奈良県環境基本条例を制定(12月)・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定(12月)	
平成9年(1997)	・奈良県環境基本条例を施行(4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行(4月)	・環境影響評価法を公布 (6月)
平成 10 年 (1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定 (12 月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布(6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布(10月)
平成 11 年 (1999)	・環境保全課を環境管理課に統合(4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置(4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行(12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布(7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律を公布(7月)
平成 12 年 (2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布 (5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布 (5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布(6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布 (6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布(6月) ・環境基本計画の改正(12月)
平成 13 年 (2001)	・産業廃棄物監視センターを設置(4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布(6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法を公布(6月)
平成 14 年 (2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管(4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称(4月)	・土壌汚染対策法を公布(5月) ・京都議定書を批准(6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布(7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(7月)

年	奈 良 県	国
平成 15 年 (2003)	・環境管理課を環境政策課に改称(4月)	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関 する法律を公布(7月)
平成 16 年 (2004)	・奈良県産業廃棄物税条例を公布(3月) ・奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の施行 (12月)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律を公布(6月) ・景観法を公布(6月)
平成 17 年 (2005)	・奈良県森林環境税条例を公布 (3月)	・京都議定書が発効(2月)
平成 18 年 (2006)	・新奈良県環境総合計画の策定(3月) ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定(3月)	・石綿による健康被害の救済に関する法律を公布(2月) ・第3次環境基本計画の策定(4月)
平成 19 年 (2007)	・ストップ温暖化アクションプランの策定(3月)	・環境配慮契約法を公布(5月) ・「21世紀環境立国戦略」の閣議決定(6月) ・エコツーリズム推進法を公布(6月)
平成 20 年 (2008)	・機構改革により、生活環境部をくらし創造部に改称し、 その中に景観・環境局を創設するとともに、局内に自然 環境課を設置(4月) ・第2次奈良県廃棄物処理計画を策定(3月)	
平成 21 年 (2009)	・奈良県景観条例を公布(3月) ・奈良県希少野生動植物保護条例を公布(3月)	
平成 22 年 (2010)		・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の 保全のための活動の促進等に関する法律を公布(12月)
平成 23 年 (2011)		・環境影響評価法の一部を改正する法律 公布 (4月) ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する 特別措置法が成立、公布・施行 (8月)
平成 24 年 (2012)	・第3次奈良県廃棄物処理計画を策定(3月) ・生物多様性なら戦略を策定(3月)	・環境影響評価法の一部を改正する法律 一部施行 (4月) ・第4次環境基本計画の策定 (4月) ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (8月)
平成 25 年(2013)	・環境影響評価条例の一部改正 公布 (10月) (平成26年4月・平成27年4月施行) ・組織改革により、環境政策課地球環境係を廃止し、地域振興 部にエネルギー政策課を設置。また景観・環境保全センター を景観・環境総合センターに改称。	・環境影響評価法の一部を改正する法律 完全施行 (4月) ・放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備 に関する法律 (6月) ・農村漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電 気の発電の促進に関する法律 (11月)
平成 26 年(2014)	・新奈良県環境総合計画の改定 (3月)	

表 1 - 1-2 環境関係予算の概要

(単位:千円)

			(丰原・111)
分 類	25年度(24年度)	主 要 事 業 名	金 額
エネルギー利活用の推進	121,828 (101,620)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 奈良の節電スタイル推進事業	120,450 1,378
食と生活の安全・安心の確 保、感染症対策	10,908 (73,549)	環境放射能測定調査備品整備事業 公害測定機器整備事業	968 9,940
美しく風格のあるまちなみ 景観の保全・創造	1,493,459 (1,501,757)	景観サポーター育成事業 屋外広告物適正化推進事業 景観普及啓発事業 奈良の彩りづくり植栽計画策定事業 植栽による景観向上推進事業費補助金 眺望スポット整備事業 歴史的風土保存買入事業 歴史的風土保存買入地整備事業 歴史的風土保存買入地景観管理事業	850 46,700 3,800 23,000 14,000 6,952 1,342,100 13,500 42,557
きれいでくらしやすい生活理	景境の創造		
(1)清流の保全・復活	59,390 (69,993)	大和川水質改善事業 浄化槽設置整備補助事業	2,295 57,095
(2)省エネ社会の実現	123,688 (104,020)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業(再掲) 奈良の節電スタイル推進事業(再掲) 地球温暖化対策推進事業	120,450 1,378 1,860
(3)循環型社会の構築	235,530 (317,126)	奈良県産業廃棄物減量化等推進基金積立金 排出抑制・減量化の推進 適正処理の推進(監視体制強化) 循環型社会の推進 廃棄物対策推進事業 特定産業廃棄物処理対策事業 PCB廃棄物処理対策推進事業 閉鎖最終処分場緊急特別対策事業	81,850 32,010 63,532 10,196 21,270 7,567 17,250 1,855
自然環境の保全と活用	38,655 (43,880)	特定希少野生動植物保護管理事業 生物多様性なら戦略推進事業 国定公園等施設整備事業 国立公園環境整備事業	2,400 740 33,515 2,000

表1-1-3 市町村の環境行政担当組織

(平成 26 年 4 月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
奈 良 市	環境政策課	630-8580	二条大路南1-1-1	kankyoseisaku@city.nara.lg.jp	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中100-1	eisei@city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-23-5611
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1615	0743-55-4911
天 理 市	環境政策課	632-8555	川原城町605	kannkyouseisaku@city.tenri.nara.jp	0743-63-1001	0743-62-1550
橿原市	環境企画課	634-8586	八木町1-1-18	kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp	0744-27-7757	0744-27-7753
桜 井 市	環境総務課	633-0052	大字浅古485-1	greenpark1@city.sakurai.lg.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町1-1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3752
御所市	環境政策課	639-2256	栗坂293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生 駒 市	環境モデル都市推進課	630-0288	東新町8-38	eco-model@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	市民衛生課	639-0292	本町1397	simineisei@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛 城 市	環境課	639-2195	柿本166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇 陀 市	環境対策課	633-0292	下井足17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西151	keizaikankyou_g@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0048	0743-85-0219
平 群 町	住民生活課	636-8585	吉新1-1-1	jyuumin@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-45-0100
三 郷 町	環境政策課	636-8535	勢野西1-1-1	kankyoseisaku@town.sango.lg.jp	0745-43-7341	0745-73-6334
斑 鳩 町	環境対策課	636-0198	法隆寺西3-7-12	kankyou@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-74-1011
安 堵 町	住 民 課	639-1095	大字東安堵958	juumin@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	住民生活課	636-0202	大字結崎28-1	fjumin@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4780
三 宅 町	環境衛生課	636-0213	大字伴堂689	kankyo@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-2870
田原本町	総 務 課	636-0392	890-1	somusho@town.tawaramoto.nara.jp	0744-32-2901	0744-32-2977
曽 爾 村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	jyumin@vill.soni.lg.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野368	jumin@vill.mitsue.lg.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高 取 町	住民福祉課	635-0154	大字観覚寺990-1	takaju328@town.takatori.nara.jp	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住 民 課	634-0111	大字岡55	clean@tobutori-asuka.jp	0744-54-3239	0744-54-3239
上 牧 町	環境課	639-0293	大字上牧3350	kanmaki-toshikankyo@helen.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6671
王 寺 町	住 民 課	636-8511	王寺2-1-23	jyuumin@town.oji.lg.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広 陵 町	生活環境課	635-8505	大字南郷583-1	seikatsukankyou@town.nara-koryo.lg.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河 合 町	環境衛生課	636-0061	山坊683-1	seikatsu@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉 野 町	生活環境課	639-3113	大字飯貝1217-6	kankyou_t@town.yoshino.lg.jp	0746-32-9024	0746-32-5844
大 淀 町	環境整備課	638-8501	大字桧垣本2090	kankyouseibi@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下 市 町	生活環境課	638-8510	大字下市1960	shisuien@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001	0747-54-5055
黒 滝 村	建設課	638-0292	大字寺戸77	kuro_k@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天 川 村	住 民 課	638-0392	大字沢谷60	jyumin@vill.tenkawa.lg.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住 民 課	648-0392	大字北股84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原225-1	seikatsukankyo@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0907	0746-62-0020
下北山村	住 民 課	639-3803	大字寺垣内983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住 民 課	639-3701	大字河合330	jumin@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	生活環境係	639-3594	大字迫1335-7	kankyou@vill.nara-kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	0746-42-0441	0746-42-1255

注)担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。 自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表1-4-1 奈良県環境審議会の答申状況 (最近5年間)

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成21年度	平成22年度公共用 水域及び地下水の水 質測定計画並びに環 境基準の類型指定状 況について	平成22年2月18日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、 公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため に行う水質及び底質の測定についての計画案、並 びに環境基本法第16条第2項に基づく、水質汚濁 に係る環境基準の類型指定に関して暫定目標の削 除を含めた見直しについて答申した。
平成22年度	平成23年度公共用 水域及び地下水の水 質測定計画について	平成23年2月25日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、 公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定につ いて答申した。
平成23年度	化学的酸素要求量、 窒素含有量及びりん含 有量に係る総量規制基 準の改定について	平成23年11月7日 (環審第1号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。
	平成24年度公共用水 域及び地下水の水質測 定計画について	平成24年3月30日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、 公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定につ いて答申した。
平 成 24	平成25年度公共用 水域及び地下水の水 質測定計画について	平成25年2月14日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、 公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため に行う水質及び底質の測定についての計画案を答 申した。
年度	新奈良県廃棄物処 理計画の策定について	平成25年2月14日 (環審第2号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5 の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画 について、諮問どおり答申した。
	奈良県環境影響評 価条例の一部改正に ついて	平成25年5月22日 (環審第2号)	審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、「奈良県における環境影響評価制度のあり方について」のとおり答申した。
1	東部大阪都市計画 ごみ焼却場四條畷市 交野市ごみ処理施設 整備事業に係る環境 影響評価手続について	平成25年 5月22日 (環審第4号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年 3月4日、同年4月17日、同年5月8日の3回にわたり審 議を行い、同年5月22日に審議会にて結論を得、水 質、騒音・振動、動植物・生態系、景観、廃棄物の 5項目について答申した。
平成25年度	二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についての 意見について	平成25年10月18日 (環審第7号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年 7月25日、同年8月20日、同年9月9日の3回にわたり 審議を行い、同年10月18日に審議会にて結論を得、 大気質、悪臭、騒音・振動、水質、動植物、景観、 修景盛土材の7項目について答申した。
	平成26年度公共用 水域及び地下水の水 質測定計画について	平成26年2月10日 (環審第10号)	水質汚濁防止法第16条第1項に基づく平成26年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定につい て答申した。
	奈良県環境影響評価技術指針の改定等 について	平成26年2月10日 (環審第11号)	「奈良県環境影響評価技術指針」のとおり答申した。
	新奈良県総合計画 の改定について	平成26年2月10日 (環審第12号)	「新奈良県総合計画 (改定案)」のとおり答申した。

表 2 - 3-1 鳥獣保護区及び特別保護地区の状況

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大台山系	吉野郡上北山村大台ケ原	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 44 年 10 月 31 日まで	2,384 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺	"	334
5	室生	宇陀市室生寺周辺	"	369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺	"	538
7	二上山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村	"	10,694
9	池 峯・池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺	"	535
10	鎧・兜・岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	"	1,110
11	立里荒神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺	"	300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山	"	3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	880
15	金剛葛城	五條市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	4,184
16	前鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 10 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	1,033
17	旭	吉野郡十津川村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,190
18	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	250
19	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	1,836
20	薊 岳	吉野郡川上村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	124
21	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	1,688 (379)
		計 21ヶ所		38,548 (1,364)

⁽注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表 2-3-2 休猟区の状況

平成26年3月31日現在設定なし

表 2-3-3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成26年3月31日現在)

番号	名 称		所	在	地			存	続	期	間		面積 (ha)
1	奈良公	長	奈良市登大路 町、春日野一		雜司町、	川上	永					年	496
2	竜田公	幫	生駒郡斑鳩町						J.	J			15
3	大神神	±	桜井市三輪						J.	ı			280

表 2-3-4 鉛散弾規制地域の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積(ha)
坂本ダム鉛散弾規制地	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表 2-3-5 特定猟具使用禁止区域(銃)の状況

(平成26年3月31日現在)

番号	名	称		所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 和	平	野	大和平野部一円	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	48,459
2	津 風	呂	湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランデージゴルフクラブ敷地内とその周辺	II	660
3	高 山	ダ	4	奈良市月ケ瀬、山辺郡山添村高山ダム水面及び 周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	n.	111
4	奈 良 カントリ	万 ー倶୬	葉部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺 50m以内	"	75
5	重 阪	牧	場	御所市重阪牧場区域	IJ	60
6	春 E カントリ		台ラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びそ の周辺 50m以内	n.	142
7	東海自	然步	道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側 100m 以内	n.	1,575
8	曽 爾	高	原	曽爾村伊賀見及び亀山周辺	IJ	508
9	室 生	ダ	ム	宇陀市室生、榛原の室生ダム水面及び周遊道路	"	160
10	天		Ш	吉野郡天川村北角周辺	11	101
11	二津里	予ダ	ム	十津川村二津野ダム水面	JJ	192
12	上 墅	予	地	十津川村上野地周辺	JJ.	100
13	大 与	2	陀	宇陀市大宇陀西部]]	2,949
14	布 目	ダ	4	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	174
15	上 津	ダ	ム	山添村の上津ダム周辺	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	42
16	西吉	ī	野	五條市西吉野町北部	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	3,000

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積(ha)
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリーク ラブゴルフ場及びその周辺	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	420
18	桃 侯	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその 周辺	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	100
19	御所	御所市古瀬周辺	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 35年 10 月 31 日まで	37
20	初瀬ダム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳 寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	265
22	桜 井	大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)に接する 生田地域	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市莬田野北西部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	441
24	高 取	高取町東部	"	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道 169 号を結んだ線より南 側及び西側	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,570
26	五條	五條市一円	平成 19 年 11 月 1 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで	5,005
27	大深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大 深小学校周辺	"	30
28	牧Ⅱ五條市	五條市域の牧Ⅱ団地とその周辺	11	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	151
30	ディアパーク ゴルフクラブ	ディアパークゴルフクラブ	n.	81
31	奈 良 柳 生 カントリークラブ	奈良柳生カントリークラブ及びその周辺	n.	119
32	宇陀カントリー クラブゴルフ場	宇陀カントリークラブゴルフ場及びその周辺	"	250
33	阿騎野ゴルフ 倶楽部ゴルフ場	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場及びその周辺	II	190
34	水泥	御所市水泥周辺	IJ	29
35	新田	御所市新田周辺	II.	43
36	朝倉	桜井市朝倉周辺	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	182
37	榛原	宇陀市榛原萩原周辺	IJ	775
38	都都	奈良市藺生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	# # 00 K 11 B 1 B 2 3	1,390
39	Ш <u>Е</u>	川上村中奥川上流	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	823
40	大塔	五條市大塔町殿野	"	300
41	吉野	吉野町丹治・飯貝周辺	ル	381
42	福住	天理市福住町の一部	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで	52
43	三ヶ谷	山添村三ヶ谷	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	14
44	富 田、戸 毛	御所市冨田、戸毛周辺	# FF 00 F 11 F 1 F 2 A	118
45	神野山東	山添村の神野山周辺	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	226
46	神野山西	奈良市、山添村の神野山周辺	IJ	112
47	中原	五條市大塔町中原	IJ	390
48	オークモントゴルフクラブ	オークモントゴルフクラブ	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	100
49	栗阪、鳥井戸、小殿	御所市栗阪、鳥井戸、小殿周辺	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 35 年 10 月 31 日まで	108
		計 49ヶ所		73,764

⁽注) 現在、特定猟具使用禁止区域は銃にかかるもののみ指定されている。

表 2-3-6 特定希少野生動植物 (12種)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称(科名)
1	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)
2	ナゴヤダルマガエル(アカガエル科)
3	ニッポンバラタナゴ (コイ科)
4	コサナエ (サナエトンボ科)
5	ヒメタイコウチ (タイコウチ科)
6	ヒメイノモトソウ (イノモトソウ科)
7	オオミネイワヘゴ (オシダ科)
8	キレンゲショウマ (ユキノシタ科)
9	カツラギグミ (グミ科)
10	カワゼンゴ (セリ科)
11	ニセツクシアザミ (キク科)
12	ツクシガヤ (イネ科)

[※] 番号1~5は動物、番号6~12は植物

表 2-5-1 県内の文化財の指定件数

区		件 数 備 考
μ.		213件
	重 要 文 化 財	1,442件 国宝を含む
有 形 文 化 財	県指定有形文化財	349件
		1,791件
	重 要 無 形 文 化 財	2件 個人2人
無形文化財	果指定無形文化財	3件
,	-	5件
	重要有形民俗文化財	5件
	有 県指定有形民俗文化財	22件
	形 小 計	27件
民俗文化財	重要無形民俗文化財	7件
	無場指定無形民俗文化財	36件
	形小計	43件
	特別史跡	10件
	史史跡	121件 特別史跡を含む
		53件
	- 小 計	174件
		3件
	名名勝	14件 特別名勝を含む
記 念 物 (注)	県 指 定 名 勝	4件
	勝小計	18件
		3件
	天 大 太 記 念 物	24件 特別天然記念物 を含む
	念 県指定天然記念物	60件
	小計	84件
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	3地区
重要文化的景観	重要文化的景観	1件
	選 定 保 存 技 術	8件 個人8人
文化財の保存技術	県 選 定 保 存 技 術	1件 個人1人
	小 計	9件

⁽注) 記念物については、同一の物件につき 2 つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみに 1 件として数えた件数(例えば 「名勝及び史跡」 は名勝のみに計上)。

表 2-5-2 国指定文化財の指定件数

	件	名		玉								
			建造物		絵 画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考資料	歴 史	計
区	分		件数	棟数	松 凹	<i>内</i> 分	工工加	典 籍	口人音	資料	資料	
奈	良	県	64	71	14	71	38	14	3	9	0	213
全		玉	218	266	159	128	252	224	60	45	3	1,089
対金	全国比	(%)	29.4 26.7		8.8	55.5	15.1	6.3	5.0	20.0		19.6

	件	名		重	要	文	化 財	(% %	含 国 5	宝)		
			建设	告 物	絵 画	彫 刻	工芸品	書跡籍	古文書	考資料	歴 史	計
区	分		件数	棟数	胚 凹	川ケ 久	上云吅	典 籍	口人百	資料	資料	
奈	良	県	261	374	136	508	230	192	55	50	10	1,442
全		玉	2,412	4,629	1,987	2,676	2,439	1,893	749	603	177	12,936
対金	全国比	(%)	10.5	8.1	6.8	19.0	9.4	10.1	7.3	8.3	5.6	11.1

X	分	名	特別史跡	特別名勝	特別天然	計	史跡	名勝	天然記念物	計	重要 無 化 形財	灬化	要有化	要造存 統物地	要具	定 保	登録有刑 建 造 物	^{汶化財} 美術工芸
奈	良	県	10	3	3	16	121	14	24	159	個人2	7	5	3	1	個人 8 団体 1	201	2
全		玉	61	36	75	172	1,724	378	1,011	3,113	個人 110人 団体 26団体	286	214	106	43	個人45件 51人 団体29件 31団体	9,423	14
対金	比国分	比(%)	16.4	8.3	4.0	9.3	7.0	4.4	2.4	5.1		2.4	2.3	2.8	2.3	_	2.1	14.3

⁽注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2-5-3 県指定文化財の指定件数

(平成26年4月1日現在)

(平成26年4月1日現在)

	\	件	名			有	形	文	化	財			史	名	天	無文	無文	有文	選技	
				建道	造物	絵	彫	工	書典	古古	考資	歴資			然記	化	形化民	形化民	定保	計
Þ	Χ.	分		件数	棟数	画	刻	芸品	跡籍	义 書	古料	史料	跡	勝	念物	形財	俗財		l .	
奈	Z.	良	県	116	192	40	101	46	13	13	13	7	53	4	60	3	36	22	1	528

表 2-5-4 文化財の保護対策(平成 25 年度)

事業名	事 業 内 容
文化財保存事業	(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理等に対する補助 (7) 県指定文化財 … 修理保存事業ほか (4) 国指定文化財 … 修理保存事業ほか (2) 文化財防災対策 (7) 文化財防災設備整備 (4) 文化財防災設備保守点検及び修理 (3) 史跡地等の保護・調査 (7) 史跡地環境整備事業 … 市町村等による環境整備事業に対する補助 (4) 史跡地公有化事業 … 市町村による史跡地買上に対する補助 (ウ) カモシカ食害対策事業 … カモシカ生息状況調査ほか (4) 埋蔵文化財発掘調査 (7) 国庫補助事業… 県営ほ場整備に伴う発掘調査ほか (1) 受託発掘調査… 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存修 理 受 託 事 業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が薬師寺他の建造物を 修理する。

第3部

表 3-1-1 明日香風致地区指定状況

(平成26年3月31日現在)

+ mr ++ 67	面積		種 別	内部	(ha)		備考
市町村名	(ha)	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	加多
橿 原 市	10.0	_	_	10.0	_	_	
明日香村	2,408.0	125.6	855.4	1,427.0	_	_	村全域を指定
計	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	_	_	

表 3-1-2 風致地区における許可基準

区分

年度

平成 21 年度

平成22年度

平成23年度

平成24年度

(平成26年3月31日現在)

(単位:件)

212

区分	Ž	条 例	13	よる		基	崖	指導要綱による基準			
	建物の高さ	建ぺい 率 (%)	道路後退 距,離	隣地後退 距 離	緑地率	森林区域	切土又は	宅 ‡	也割		
種別	m (m)	(%)	(m)	(m)	(%)	の緑地率 (%)	盛土高さ (m)	1 ha 以上の開発地	1 ha 未満の開発地		
第1種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当り500㎡以上	1宅地当り500㎡以上		
第2種	10	30	2	1	30	50	3				
第3種	10	40	2	1	20	40	4	最低 200㎡以上	原則として		
第4種	12	40	2	1	20	40	4	平均 300㎡以上	200㎡ 以上		
第5種	15	40	2	1	20	40	4				

表 3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数(最近 5年間)

88

34

539

390

建築物工作物

433

619

432

439

土地形質 木 竹 の 土 石 の 協議通知 その他 計 の変更伐 採採 取 件 数 128 12 337 1 665 24 0 0 5 682 456 202 14 0 36 1223 373

28

1094

0

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

230

(注)協議:許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合

通知:風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

7

表 3-1-4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 25 年度)

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

表 3-1-5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

① 古都保存法による指定

(平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

	区 分			奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保	存	X	域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うす	5 特別	保存	地区	1,809	82	212	304	81	2,488

② 明日香村特別措置法による指定

(平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

X	分	第1種地区	第2種地区	計 (明日香村全村)
面	積	126	2,278	2,404

表 3-1-6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

	区	分			規制	内	容				
保	存	X	域	届出制	指導・助言等による規	制					
特	別保	存 地	X		原則として現状保存の	担制					
明	第]	種 地	区区	許可制		795 1143					
日 香 村	给	2 種 地	. IZ	H1 .2 193	著しい変更を抑制する	ることとしている:	が、同村の生活環境				
村	//i 2	2 1里 10			を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。						

表 3-1-7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為許可申請件数 (最近 5年間) (単位:件)

年度	行為区 規制区分	分 建築物	工作物	土地形質の変更	木竹の伐 採	その他	計
	保存区均	文 2	2	3	0	0	7
平成21年度	特別保存地[42	18	43	14	3	120
	明日香第2種地[<u> </u>	101	8	4	1	131
	保存区士	文 2	1	1	0	0	4
平成22年度	特別保存地[4	20	20	4	0	48
	明日香第2種地[Z 25	143	7	0	2	177
	保存区士	ই 2	3	0	0	0	5
平成23年度	特別保存地[38	73	74	20	0	205
	明日香第2種地[31	108	11	1	2	153
	保存区士	₹ 6	5	2	0	1	14
平成24年度	特別保存地[38	65	29	3	8	143
	明日香第2種地[20	83	6	0	0	109

[※] 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

表 3-1-8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

	地		区		名		件	数	面積(m²)
春			日			Щ	69	7	2,327,788
平		城		宮		跡	85	9	944,720
聖	Ī	弐	天	j	皇	陵		3	1,238
山						陵	3	0	29,142
唐		招		提		寺	18	8	13,475
崇	神	景	行	天	皇	陵	143	2	140,269
三			輪			Ш		9	23,911
香			久			Ш	50	8	128,834
畝			傍			Ш		8	8,508
飛	鳥	宮	跡	第	1	種	213	8	184,874
明	日	香	第	j. '2	2	種	40	1	443,432
			計				2,44	3	4,246,191

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

表 3-1-9 都市公園の現況

		面積(ha)	1,713.78	734.96	19.54	64.14	34.51	87.99	21.82	114.70	17.79	151.20	40.80	35.23	46.39	15.00	27.46	18.84	2.95	5.92	2.99	13.11	3.73	49.86	6.31	17.09	57.17	46.38	11.35	57.43	9.12
18	<u>i</u>	箇所 酥	2,323 1,7	539 7.	19	152	20	231	31	164 1	20	343 1	151	65	48	52	82	46	7	31	11	80	2	2	38	42	28	41	4	70	LC
	m1	面積(ha) 箇	3.93 2,							1.76		2.17																			_
	製	箇所 面積	67 3							62 1		5																			_
			0.39															0.39													_
# 1	万添公 国	箇所 面積(ha)	1 0															1 0													_
		面積(ha) 箇	307.03	86.60		5.56		8.60	0.29	75.23	1.15	46.50	10.12		1.62		9.15	16.10						0.24		3.66	1.20	1.62		39.39	_
110-1-424	御口救刑	箇所 酥	456 30	8 68		40		19	-	74 7	4	110 4	47 1		1		21	2 1						1		2	2	4		36 3	_
	 F	面積(ha) 億	46.10																					46.10							_
1	題 た 足 田	箇所 顾	1 4																					1 4							_
	100	面積(ha) 1	8.53					8.53																							_
輕	幽	箇所 面	1																												_
公		面積(ha)	4.14	0.16		0.74			2.64									09:0													_
茶	歷史公園	箇所 匪	9	1		2			2									1													_
排	國	面積(ha)	29.55				16.63	4.41						8.51																	_
2.5	風致公園	箇所 匪	4				2	-						-																	_
図図		面積(ha)	558.58	502.38																							29.30	26.90			_
大規模公園	広域公園	箇所 [2	1																							1	(* 2)			_
100	國公	面積(ha)	84.38	30.08		9.10		10.20	9.32		11.95									2.50									11.23		_
幹公	運動公園	箇所 [9	П		-			-											(*1)									1		_
増生	國公	面積(ha)	169.36	23.20	5.71	33.27		29.37		16.70		39.39	1.67		16.78															3.27	
巻	総合公園	箇所	12	1	П	2		-		-		2	П		2															П	
	区公園	面積(ha)	126.74	15.65	2.31	4.62	7.84	4.10		2.90		15.54	4.58	11.80	15.49	7.00	8.31						3.48				6.51	5.76			785
100	屋区	箇所	24	60	1	П	П	П		2		က	1	2	2	1	2						1				1	1			-
幹公	公園	面積(ha)	142.04	20.54	8.90		7.90	8.77	3.80	5.29	3.62	16.88	9.63	10.96	4.62	1.40			2.04		2.00	2.20		3.27	1.16	8.19	11.86	2.18		5.68	115
報 凶	に解	箇所	78	10	9		4	2	1	33	2	12	4	6	3	1			1		1	1		1	1	3	2	2		2	-
粈	[公園	面積(ha)	233.01	56.35	2.62	10.85	2.14	14.01	5.77	9.82	1.07	30.72	14.80	3.96	7.88	09.9	10.00	1.75	0.91	3.42	0.99	10.91	0.25	0.25	5.15	5.24	8.30	9.92	0.12	60.6	0.12
	術区公園	箇所	1,665	433	11	106	13	202	26	22	13	211	86	53	40	20	22	42	9	31	10	62	1	2	37	37	16	34	3	31	er:
1,	る国で国	(成/人)	12,60	20.59	2.83	7.21	5.15	7.04	3.64	38.23	6.13	12.50	5.23	9.52	16.57	7.89	11.94	6.50	3.69	6.58	4.27	3.97	5.33	83.10	2.63	7.43	16.81	24.41	22.70	30.23	18.94
都市	三区-国域]		1,360	357	69	68	29	125	09	30	29	121	78	37	28	19	23	29	∞	6	7	33	7	9	24	23	34	19	5	19	Ľ
	市町村名		抽	中	大和高田市	大和郡山市	型出	原	#	禁	平	駒市	芝市	城市	路市	群即	郷町	鳩町	超	西町	光	原本町	取町	日香村	牧町	中	陵町	令	野町	温	量
	干		₫□	棌	大	大	Ж	更	濒	五	毎	#	₩	極	+	+	111	斑	採	Ξ	111	H	恒	阻阻	끡	Н	乜	戻	#11	$_{K}$	۲

(*1)は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で箇所数は大和郡山市に、(*2)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で箇所数は広陵町にカウントしています。

(平成26年4月1日現在) 図3-3-1 光化学スモッグ広報伝達機構

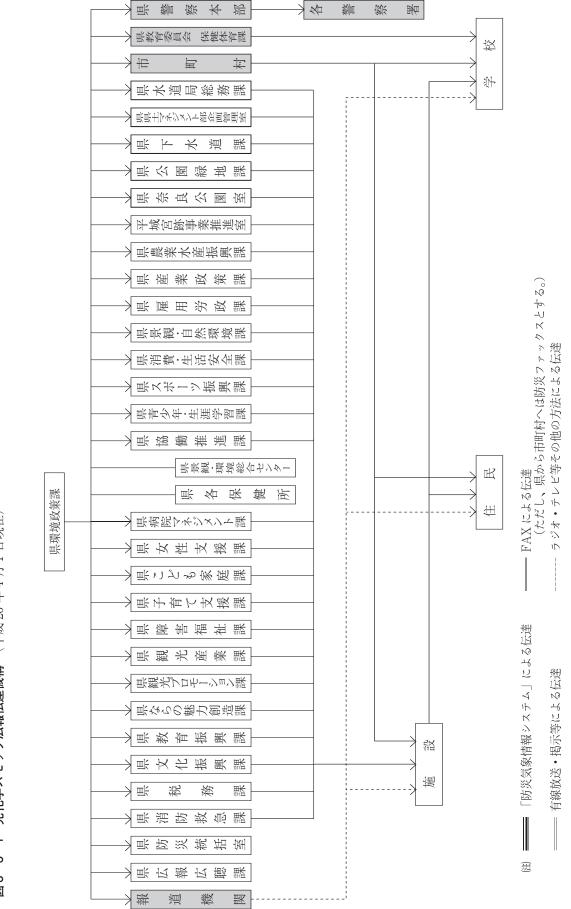


表 3-3-1 **光化学ス**モッグ広報発令状況表 (平成 25 年度)

В п		=	 予	報			注	意	報
月日	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、	解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
		14:00	北部	生駒局 0.086					
5月14日	1	13:50	中部	天理局 0.089					
		13:50	南部	高田局 0.105					
		14:20	北部	生駒局 0.090					
5月25日	2	14:20	中部	王寺局 0.104					
		14:20	南部	御所局 0.118					
		14:30	北部	生駒局 0.101					
6月4日	3	14:30	中部	王寺局 0.094					
		14:30	南部	高田局 0.082					
		14:25	北部	生駒局 0.083					
8月7日	4	14:25	中部	天理局 0.100	1				
		14:25	南部	御所局 0.091					

⁽注)予報の解除は、午後5時としている。

表 3-3-2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3-3-3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大和平野北部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大和平野中部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・ 三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大和平野南部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表 3-3-4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措 置 事 項
予報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること(2) 屋外での特に過激な運動はさけること(3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをすることを指導すること
注意報	 (1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをすることを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場(以下「関係事業場」という。)に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警 報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	 (1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることの徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

⁽注) この表の措置事項のうち注意報の (5)・(6)・(7) 及び重大警報の (2)・(3)・(4) は、大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 23 条の規定に基づくものであること。

表 3-3-5 注意喚起のための暫定的な指針

			注意喚起の判断	行に用いる値※3	
レベル	暫定的な指針となる値	 行動のめやす	午前中の早めの 時間帯での判断	午後からの活動に 備えた判断	
			5時~7時	5時~12時	
	日平均値(μg/m³)		1 時間値(μg/ m³)	1 時間値(μg/m³)	
П	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に 応じて、より慎重に行動することが 望まれる。)	85超	80超	
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、 高感受性者は、健康への影響がみられ ることがあるため、体調の変化に注意	85以下	80以下	
(環境基準)	35以下※1	する。		002/1	

^{※1} 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値35 μ g/㎡であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

^{※2} 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

^{※3} 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

⁽注) 平成25年3月の注意喚起運用以降、暫定指針値の日平均値70μg/mで超えた日はありません。

表 3-3-6 工場騒音に係る特定施設

	施設名	規模又は動力等					
	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であるもの					
	製管機械	すべてのもの					
金	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの					
属	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの					
加	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上であるもの					
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの					
	鍛造機	すべてのもの					
機	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの					
械	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く					
	タンブラー	すべてのもの					
	切断機	といしを用いるもの					
空気圧	縮機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの					
送風機	<u> </u>	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの					
	破砕機						
土石用	摩砕機	- - 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの					
鉱物用	ふるい						
	分級機						
織機		原動機を用いるもの					
建設用資材製	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であるもの					
造機械	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上であるもの					
穀物用	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であるもの					
	ドラムバーカー	すべてのもの					
木 材	チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの					
	砕木機	すべてのもの					
機	帯のこ盤 丸のこ	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット盤以上、木工用にあっては2.25キロワット以上であるもの					
械	元いこ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの					
抄紙機		すべてのもの					
印刷機	-	原動機を用いるもの					
	端 開用射出成形機	すべてのもの					
铸型造		ジョルト式であるもの					
	- 11. /X	V 4 / 1 1 24 C 43/ 50 U V 7					

表 3-3-7 工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)

表 3-3-7 工場騒音に係る規制基準	(敷地境界線」	上)	(単位	位:デシベル)
	許	容	限	度
	昼 間	朝	· 9	夜 間
区域の区分		午前6時から午前8時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時 まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種 低層住居専用地域・第1種中高層 住居専用地域・第2種中高層住居 専用地域・風致地区(第3種区域 に該当する区域を除く。)・歴史的 風土保存区域	50		45	40
第2種区域 第1種住居地域·第2種住居地域· 準住居地域(第1種区域に該当す る区域を除く。)・その他の区域	60	Ę	50	45
第3種区域 近隣商業地域·商業地域·準工業 地域	65	(60	50
第4種区域 工業地域・工業専用地域	70	(65	55

⁽注) 第2種から4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所(患者収容施設を有するもの)・図書館・特別 養護老人ホームの敷地の50 m 区域内の基準は、上表より5デシベルを減じる。 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-8 特定建設作業及び規制基準 (騒音)

特定建設作業

- (1) くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい 打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する 作業を除く。)
- (2) びょう打機を使用する作業
- (3) さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日 における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に 限る。)
- (4) 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出 力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力とし て使用する作業を除く。)
- (5) コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに 限る。)または、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリー トプラントを設けて行う作業を除く。)
- (6) バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境 大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに 限る。)を使用する作業
- (7) トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものと して環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上 のものに限る。) を使用する作業
- (8) ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環 境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもの に限る。)を使用する作業

規制基準(敷地境界線上)	規	制値	85 デシベル
(郑地·兒孙琳上)	第	作業時間帯	午前7時~午後7時
	1 号	作 業 時 間	1日10時間以内
	区	作 業 期 間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
	域	作業禁止日	日曜日その他の休日
	第	作業時間帯	午前6時~午後10時
	2 号	作 業 時 間	1 日 14 時間以内
	区	作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと
	域	作業禁止日	日曜日その他の休日

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域~第3種区域及び第4種区域のうち学 校等の施設の敷地から80 m 以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

第3部

表 3-3-9 騒音に係る環境基準

① 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

	基	单 值
地域の類型	昼 間 午前6時~午後10時	夜 間 午後 10 時~午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及 び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ A A: 地域指定なし

A : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第1種・第2種低層住居専用地域・第1種・第2種中高層住居専用地域

B : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第1種・第2種住居地域・準住居地域

C :環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

② 道路に面する地域

	基	進 値
地域の類型	昼 間 午前 6 時~午後 10 時	夜 間 午後 10 時~午前 6 時
A地域のうち2車線以上の車線を有 する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有 する道路に面する地域及びC地域の	65 デシベル以下	60 デシベル以下
うち車線を有する道路に面する地域		

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基	集 值
昼 間 午前6時 ~ 午後10時	夜 間 午後10時 ~ 午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- ※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路15メートル
 - ・2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-10 道路交通騒音に係る要請限度

時間の区分区域の区分	昼 間 午前6時~ 午後10時	夜 間 午後 10 時~ 午前 6 時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面す る区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- ※ a 区域…騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である29市町村のうち、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・風 致地区(第3種区域に該当する区域を除く。)・歴史的風土保存区域
 - b 区域…騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域である29市町村のうち、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域(第1種区域に該当する区域を除く。)・その他の区域
 - c 区域…騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間	夜 間
午前6時~午後10時	午後 10 時~ 午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。

「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路20メートル

表 3-3-11 自動車騒音面的評価結果 (平成 25 年度)

	市				L		面的評価				
No.	町	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価		環境基準達成化	主居数(%)*3			
110.		HI WA 11	日 間区同 4 2 4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	住居	n.*			昼夜		
	名				戸数	昼夜*2	昼間*2	夜間*2	不達成*2		
1		一般国道308号	奈良市青垣台	奈良市五条町	55	55 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
2		namacoo y	奈良市三条大路5丁目6	奈良市二条大路南5丁目3	42	42 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
3	奈		奈良市二条大路南5丁目3	奈良市二条町2丁目9	87	87 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
4	д.		奈良市二条町2丁目9	奈良市秋篠 新町	450	446 (99.1)	0 (0.0)	3 (0.7)	1 (0.2)		
5	良	奈良精華線	奈良市秋篠 新町	奈良市秋篠町	58	58 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
6	市		奈良市秋篠町	奈良市神功5丁目2	149	148 (99.3)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)		
7	ılı		奈良市神功5丁目2	奈良市神功6丁目4	200	199 (99.5)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)		
8			奈良市尼辻北町1	奈良市西大寺栄町3	111	111 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
9			大和高田市大字曽大根	大和高田市東中1丁目2	71	71 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
10			大和高田市東中1丁目2	大和高田市礒野南町4	206	206 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
11	大	一般国道166号	大和高田市礒野南町4	大和高田市片塩町12	154	154 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
12	大和高田		大和高田市片塩町12 大和高田市片塩町11	大和高田市片塩町11 大和高田市旭南町1	26 91	25 (96.2) 91 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.8)		
14	單		大和高田市旭南町1	大和高田市旭南町3	13	12 (92.3)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)		
15	市		大和高田市礒野東町1	大和高田市高砂町4	364	300 (82.4)	62 (17.0)	0 (0.0)	2 (0.5)		
16		大和高田斑鳩線	大和高田市高砂町4	大和高田市北本町10	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
17		/ CIRITURA MARK	大和高田市北本町10	大和高田市大字神楽	512	499 (97.5)	12 (2.3)	0 (0.0)	1 (0.2)		
-	大		7 (1111) (1111 (1111 (1111) (1111 (1111) (111) (111) (111) (111) (111) (111) (111) (111) (111) (111)	7 (1117)			(/	* (***)	- (- 0,12 /		
18	大和郡山市	大和郡山広陵線	大和郡山市紺屋町	大和郡山市筒井町	409	403 (98.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.5)		
19	天理市	一般国道25号	天理市川原城町	天理市岩室町	336	206 (011)	16 (48)	0 (0.0)	14 (49)		
19	芾	一放国理20万	人理印川原城町	人理印石至明	330	306 (91.1)	16 (4.8)	0 (0.0)	14 (4.2)		
20		一般国道24号(側道)	橿原市四条町	橿原市新堂町	175	175 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
21	橿	橿原高取線	橿原市曲川町7丁目13	橿原市雲梯町	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
22	原	橿原高取線	橿原市新堂町	橿原市東坊城町	30	29 (96.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)		
23	市	橿原高取線	橿原市川西町	橿原市川西町	4	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
24	III	畝傍御陵前停車場線	橿原市四条町	橿原市大久保町	207	207 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
25			桜井市大字吉備	桜井市大字桜井	563	516 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	47 (8.3)		
26	Tive		桜井市大字桜井	桜井市大字外山	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
27	桜		桜井市大字外山	桜井市大字外山	50	50 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
28	井	一般国道165号	桜井市大字外山	桜井市大字外山	37	37 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
29	市		桜井市大字外山	桜井市大字慈恩寺	27	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
30			桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	137	137 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
31			桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	55	55 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
32	五	60. ED 75.0 4 E	五條市居伝町	五條市西河内町	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
33	條市	一般国道24号	五條市西河内町	五條市西河内町	43	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
34			五條市西河内町	五條市釜窪町	43	43 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
35	御所	一般国道24号	御所市大字室	御所市大字東佐味	85	44 (51.8)	36 (42.4)	0 (0.0)	5 (5.9)		
	市										
36		一般国道168号	生駒市東生駒	生駒市小明町	864	864 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
37		双国周100万	生駒市南田原町	生駒市北田原町	44	43 (97.7)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)		
38	生		生駒市壱分町	生駒市有里町	34	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
39	駒	一般国道308号	生駒市有里町	生駒市壱分町	159	159 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
40	市	(第二阪奈道路)	生駒市壱分町	生駒市壱分町	189	80 (42.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	109 (57.7)		
41			生駒市壱分町	生駒市小瀬町	22	8 (36.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (63.6)		
42	禾	正力匹力私市学	生駒市小瀬町	生駒市壱分町	78	78 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
43	香芝市	西名阪自動車道 西名阪自動車道	香芝市上中 香芝市平野	香芝市平野 - 香芝市田田	62 273	62 (100.0) 273 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
44		四石灰日期平坦	省乙 申十町	香芝市田尻	213	273 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
45	葛城市	一般国道165号	葛城市當麻	葛城市加守	64	44 (68.8)	15 (23.4)	0 (0.0)	5 (7.8)		
L											
46	宇陀市	一般国道166号	宇陀市大宇陀麻生田	宇陀市大宇陀麻生田	9	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
47	市	一般国道166号(旧)	宇陀市大宇陀麻生田	宇陀市大宇陀麻生田	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
48			北葛城郡河合町西穴闇23-8	北葛城郡河合町西穴闇298	14	12 (85.7)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)		
49	奈	大和高田斑鳩線	生駒郡斑鳩町目安3丁目6	生駒郡斑鳩町興留8丁目3	4	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
50			生駒郡斑鳩町興留8丁目3	生駒郡斑鳩町興留7丁目1	125	119 (95.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (4.8)		
51	良	太白十种珊山市山岭	生駒郡斑鳩町興留7丁目1	生駒郡斑鳩町法隆寺南2丁目12	312	292 (93.6)	17 (5.4)	0 (0.0)	3 (1.0)		
52 53		奈良大和郡山斑鳩線	生駒郡斑鳩町岡本 生駒郡安堵町岡崎	生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目3 生駒郡安堵町岡崎	99 3	96 (97.0) 3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.0)		
54	県	西名阪自動車道	生駒郡安堵町岡崎	生駒郡安堵町東安堵	22	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
55	*1	口"口以口划干児	生駒郡安堵町東安堵	生駒郡安堵町笠目	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
50				合 計	7,338		162 (2.2)	5 (0.1)	218 (0.0)		
(注)	. \				,,,,,,,	, /	. , /	- , /]	- , "." /		

⁽注)
*1 町については、奈良県が測定・評価
*2 昼間・午前6時から午後10時までの間、夜間・午後10時から翌日の6時までの間
*3 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100(%)(小数点第2以下四捨五入)

表 3-3-12 環境騒音測定結果表 (市町村測定分) 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

番	市町	丁村		測 定 地 点	油 六 明 44	地	等 価		環均	意基準達	達成状況
号	コ l ド	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等	測定開始年 月 日	域類型	上ベル 昼間	(dB) 夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	万 1	奈良市	鳥見町 4 丁目	H25.11.26	A	46	40		0	
2	201	2	奈良市	学園大和町6丁目	H25.11.26	A	48	40	0	0	0
3	201	3	奈良市	六条2丁目	H25.11.26	А	46	39	0	0	0
4	201	4	奈良市	西登美ヶ丘7丁目	H25.11.26	А	45	42	0	0	0
5	201	5	奈良市	東登美ヶ丘1丁目	H25.11.26	А	45	37	0	0	0
6	201	6	奈良市	右京3丁目	H25.11.26	А	47	37	0	0	0
7	201	7	奈良市	南京終町5丁目	H25.11.26	С	47	42	0	0	0
8	201	8	奈良市	西九条町2丁目	H25.11.26	В	49	41	0	0	0
9	201	9	奈良市	四条大路3丁目	H25.11.26	А	46	36	0	0	0
10	201	10	奈良市	法蓮町	H25.12. 5	А	45	41	0	0	0
11	201	11	奈良市	南永井町	H25.11.26	В	43	38	0	0	0
12	201	12	奈良市	南紀寺町2丁目	H25.11.26	А	47	38	0	0	0
13	201	13	奈良市	あやめ池南3丁目	H25.11.26	В	44	35	0	0	0
14	201	14	奈良市	西大寺南町	H25.12. 5	С	50	43	0	0	0
15	201	15	奈良市	奈良阪町	H25.12. 5	В	46	39	0	0	0
16	201	16	奈良市	芝辻町4丁目	H25.11.26	С	52	47	0	0	0
17	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H25.11.26	С	45	44	0	0	0
18	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H25.11.26	В	41	35	0	0	0
19	203	3	大和郡山市	柳四丁目25	H25.11.26	С	47	38	0	0	0
20	203	4	大和郡山市	矢田山町 2 9 - 1 1	H25.11.26	А	41	31	0	0	0
21	203	5	大和郡山市	新町741-1	H25.11.26	В	49	32	0	0	0
22	203	6	大和郡山市	小泉町1678-1	H25.11.26	А	45	37	0	0	0
23	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H25.11.26	С	55	44	0	0	0
24	203	8	大和郡山市	今国府町764	H25.11.26	С	47	41	0	0	0
25	203	9	大和郡山市	筒井町957-3	H25.11.26	С	62	57	0	×	×
26	203	10	大和郡山市	柏木町127	H25.11.26	В	49	55	0	×	×
27	204	1	天理市	川原城町 神明神社付近	H25.11.5	С	46	36	0	0	0
28	204	2	天理市	三島町 三島公会堂付近	H25.11.5	А	50	38	0	0	0
29	204	3	天理市	石上町 石上児童館	H25.11.5	С	48	43	0	0	0
30	204	4	天理市	勾田町 天理教玉島詰所付近	H25.11.5	С	55	51	0	×	×
31	204	5	天理市	中町 中町会館	H25.11.5	С	42	42	0	0	0
32	204	6	天理市	嘉幡町 二階堂公民館	H25.11.5	С	47	43	0	0	0
33	204	7	天理市	二階堂上ノ庄町 西中学校西側	H25.11.5	С	42	42	0	0	0
34	204	8	天理市	杉本町 おやさと19号館北側広場	H25.11. 5	А	41	36	0	0	0
35	204	9	天理市	田井庄町 児童公園付近	H25.11.5	С	49	40	0	0	0
36	204	10	天理市	西長柄町 長柄第二街区公園	H25.11.5	В	51	37	0	0	0
37	204	11	天理市	西長柄町 天理銘木センター西側	H25.11.5	С	54	43	0	0	0
38	204	12	天理市	櫟本町 白川台公園	H25.11.5	С	41	44	0	0	0
39	204	13	天理市	櫟本町 櫟本公民館	H25.11.5	В	41	41	0	0	0
40	204	14	天理市	柳本町 板通公民館付近	H25.11.5	В	40	34	0	0	0

番	市町	丁村		測 定 地 点	201 ct 88 46	地	等 価		環地	音基進音	 達成状況
号	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等	測定開始 年月日	域類型	上ベル	(dB) 夜間	昼間	夜間	総合評価
41	204	75 15	天理市	遠田町 ふるさと園付近	H25.11.5	В	47	37	0	0	0
42	205	1	橿原市	白橿町2-6 阿弥陀児童公園横	H25.12.16	A	43	34	0	0	0
43	205	2	橿原市	川西町74 県営橿原団地中央集会所前	H25.12.16	A	41	33	0	0	0
44	205	3	橿原市	上飛騨町57 日高山団地内	H25.12.16	В	42	37	0	0	0
45	205	4	橿原市	畝傍町9-1 市保健福祉センター前	H25.12.16	С	49	35	0	0	0
46	205	5	橿原市	久米町860 県営橿原野球場南側	H25.12.16	С	49	40	0	0	0
47	205	6	橿原市	法花寺町537-13 緑ヶ丘住宅内公園	H25.12.16	С	46	42	0	0	0
48	205	7	橿原市	十市町650 箱塚荘園内	H25.12.16	С	41	38	0	0	0
49	206	1	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	_	42	42	_	_	_
50	206	2	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H25.11.6	-	48	44	_	_	-
51	206	3	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	_	49	43	_	_	_
52	206	4	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H25.11.6	-	44	39	_	_	-
53	206	5	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	48	44	_	_	_
54	206	6	桜井市	大字浅古485-1(グリーンパーク)	H25.11.6	-	44	37	-	-	-
55	206	7	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	54	45	-	-	-
56	206	8	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	50	41	_	_	-
57	206	9	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	41	36	-	-	-
58	206	10	桜井市	大字下り尾819(最終処分場)	H25.11.6	-	39	41	-	-	-
59	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園	H26. 1 .16	А	43	36	0	0	0
60	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H26. 1 .16	В	46	38	0	0	0
61	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ	H26. 1 .16	С	46	40	0	0	0
62	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H26. 1 .16	А	40	33	0	0	0
63	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H26. 1 .16	А	40	35	0	0	0
64	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H26. 1 .22	А	39	33	0	0	0
65	209	7	生駒市	俵口町 長福寺南東駐車場	H26. 1 .22	В	43	37	0	0	0
66	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H26. 1 .22	А	44	37	0	0	0
67	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校南側	H26. 1 .22	А	43	36	0	0	0
68	209	10	生駒市	元町1丁目 生駒市コミュニティーセンター付近	H26. 1 .22	С	46	38	0	0	0
69	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H26. 1 .27	В	45	40	0	0	0
70	209	12	生駒市	中菜畑1丁目 中菜畑第1公園	H26. 1 .27	В	44	36	0	0	0
71	209	13	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園	H26. 1 .27	A	43	35	0	0	0
72	209	14	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第1公園	H26. 1 .22	A	39	31	0	0	0
73	209	15	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H26. 1 .27	A	38	34	0	0	0
74	209	16	生駒市	壱分町 晴光台集会所北側	H26. 1 .27	В	40	39	0	0	0
75	209	17	生駒市	萩原町 生駒南中学校北側付近	H26. 1 .27	В	50	43	0	0	0
76	209	18	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園南側	H26. 1 .27	А	44	36	0	0	0
77	210	1	香芝市	香芝市	H25.11.28	В	47	42	0	0	0
78	210	2	香芝市	鎌田438-1 鎌田墓地・公園	H25.11.28	A	47	37	0	0	0
79	210	3	香芝市	別所967 別所公民館前	H25.11.28	В	47	37	0	0	0
80	210	4	香芝市	白鳳台1丁目14 白鳳台集会所	H25.11.28	A	49	44	0	0	0

号 81 2 82 2 83 2	210 210 210	一連番号 5	市町村名	町・字名・施設名称等	測 定 開始 年 月 日	域	レベル	(dB)	株型	尼至华人	を成状況
81 2 82 2 83 2	210				+ /1 1	類型	レベル(dB)				WA A ∃at hat
82 2	210	Э	チサナ	加、ドゥブロピー加、ビビ際八国	1105 11 00		昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
83 2	-		香芝市	旭ヶ丘2丁目5 旭ヶ丘近隣公園	H25.11.28	A	54	44	0		0
	210	6	香芝市	関屋北6丁目6 せきや青葉台会館	H25.11.28	-	51	39	-	-	-
84 2		7	香芝市	高山台3丁目14 郡ヶ池近隣公園駐車場前	H25.11.28	A	46	44	0	0	0
	210	8	香芝市	逢坂1丁目374-1 香芝市総合福祉センター	H25.11.28	В	48	38	0	0	0
	211	1	葛城市	東室118-3	H26.3.7	В	54	52	0	×	×
86 2	211	2	葛城市	柿本46-6	H26.3.7	С	50	48	0	0	×
87 2	211	3	葛城市	北花内676-2	H26.3.7	С	48	53	0	×	×
88 2	211	4	葛城市	新町347-2	H26.3.7	С	49	49	0	0	0
89 2	211	5	葛城市	忍海252-2	H26.3.7	В	52	48	0	×	×
90 2	211	6	葛城市	大屋211-1	H26.3.7	А	44	39	0	0	0
91 2	211	7	葛城市	長尾199-20	H26.3.7	А	47	42	0	0	0
92 2	211	8	葛城市	當麻1388-3	H26.3.7	-	43	33	_	_	_
93 2	212	1	宇陀市	大宇陀小附1184(カンデ山公園)	H25.12.3	С	41	38	0	0	0
94 2	212	2	宇陀市	大宇陀下竹171-40(山田米穀店付近)	H25.12.3	С	53	44	0	0	0
95 2	212	3	宇陀市	大宇陀下出口2263(センター松山)	H25.12.3	В	44	42	0	0	0
96 2	212	4	宇陀市	大宇陀拾生1871-1 (福祉会館)	H25.12.3	В	52	50	0	0	0
97 2	212	5	宇陀市	克田野古市場1263(莵田野保育所)	H25.12. 2	С	48	40	0	0	0
98 2	212	6	宇陀市	菟田野岩崎 (オンジ山児童公園)	H25.12. 2	В	41	40	0	0	0
99 2	212	7	宇陀市	榛原篠楽 (白樺台公園)	H25.12.4	С	42	35	0	0	0
100 2	212	8	宇陀市	榛原ひのき坂 (ひのき坂古墳公園)	H25.12.4	А	46	35	0	0	0
101 2	212	9	宇陀市	榛原天満台西(大和富士ホール)	H25.12.4	А	50	43	0	0	0
102 2	212	10	宇陀市	高萩台 (近鉄榛原駅北)	H25.12.4	С	46	44	0	0	0
103 3	361	1	川西町	川西町結崎30-5 フレックスパーク	H26. 1 .16	А	45	38	0	0	0
104 3	361	2	川西町	川西町結崎598-1 出屋敷公園	H26. 1 .16	В	50	45	0	0	0
105 3	361	3	川西町	川西町結崎1598-1先	H26. 1 .16	С	54	48	0	0	0
106 3	362	1	三宅町	石見99-1 石見第2児童公園	H25.11.20	В	48	44	0	×	×
107 3	362	2	三宅町	屏風44-41 第2東屏風児童公園	H25.11.20	А	37	45	0	×	×
108 3	362	3	三宅町	伴堂520	H25.11.20	В	41	43	0	0	0
109 4	427	1	河合町	高塚台2-21 (高塚台第3公園)	H25.12.5	A	52	50	0	×	×
110 4		2	河合町	高塚台2-39-1	H25.12. 5	С	53	51	0	×	×
111 4	-	3	河合町	高塚台1-8-3 (まほろばホール)	H25.12. 5	A	57	54	×	0	×
	427	4	河合町	星和台1-2-17	H25.12. 5	С	54	50	0	0	0
113 4	-	1	下市町	大字下市235	H25.10. 7	С	47	39	0	0	0
114 4	_	2	下市町	大字新住825-1	H25.10. 7	A	44	42	0	0	0
115 4		3	下市町	大字阿知賀 1 8 2 1 - 1	H25.10. 7	В	47	38	0	0	0

表 3-3-13 環境騒音測定結果表(市町村測定分) 道路に面する地域

番	市町	丁村	測	定 地 点				環	沂		騒音			
TH.	7	一連		町域名・字名・	測定開始 年 月 日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	レ ′ (d	ベル B)	環境	基準達用	
号	k	番号	市町村名	施設名称等	1 /3 1		奴	類型	蕳	昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	中町	H25.11.26	一般国道308号線	4	А	1	63	54	0	0	0
2	201	2	奈良市	押熊町	H25.11.26	奈良精華線	4	В	1	67	61	0	0	0
3	201	3	奈良市	神功5丁目2	H25.11.26	奈良精華線	4	В	1	66	60	0	0	0
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H25.11.26	国道24号	4	_	1	68	67	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	下三橋町	H25.11.26	国道24号	4	С	1	70	67	0	0	0
6	203	3	大和郡山市	藤原町	H25.11.26	県道奈良・大和郡山・斑鳩	2	В	1	67	62	0	0	0
7	205	1	橿原市	雲梯町	H25.12.16	国道24号	2	В	1	68	62	0	0	0
8	205	2	橿原市	川西町	H25.12.16	橿原高取線	2	-	1	69	63	-	-	-
9	205	3	橿原市	大久保町	H25.12.16	畝傍御陵前停車場線	2	-	1	66	59	-	-	_
10	208	1	御所市	五百家	H26. 1 .15	一般国道24号	2	В	1	71	69	×	×	×
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目(鹿ノ台北2丁目バス停)	H26. 1 .16	市道鹿ノ台中央大通り線	2	А	0	59	54	0	0	0
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H26. 1 .16	市道高山北田原線	1	В	0	63	50	0	0	0
13	209	3	生駒市	北田原町(北田原町東交差点)	H26. 1 .22	国道163号	2	С	1	73	71	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H26. 1 .16	市道押熊真弓線	2	А	0	65	57	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H26. 1 .16	市道真弓芝線	2	А	0	67	55	×	0	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H26. 1 .16	市道奈良坂南田原線	2	А	0	68	63	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H26. 1 .16	市道奈良坂南田原線	2	А	0	68	63	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H26. 1 .16	市道西村線	2	А	0	66	59	×	×	×
19	209	9	生駒市	生駒台南(生駒台東口バス停)	H26. 1 .22	市道俵口上線	2	А	0	65	59	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町(マンション エルンストン生駒前)	H26. 1 .22	県道奈良生駒線	4	В	1	74	70	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町 (図書会館前)	H26. 1 .22	国道168号	4	С	1	69	62	0	0	0
22	209	12	生駒市	谷田町 (生駒郵便局前)	H26. 1 .22	県道生駒停車場宛木線	2	С	1	67	61	0	0	0
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目(東生駒北第1公園)	H26. 1 .27	市道大谷線	2	А	0	69	63	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目(生駒市消防団機動第一分団前)	H26. 1 .22	県道生駒停車場宝山寺線	2	С	1	61	53	0	0	0
25	209	15	生駒市	中菜畑2丁目	H26. 1 .27	国道168号(壱分バイパス)	4	В	1	67	61	0	0	0
26	209	16	生駒市	東生駒1丁目(木幸スポーツ生駒前)	H26. 1 .27	県道大阪枚岡奈良線	2	В	1	68	64	0	0	0
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目(さつき台南集会所前)	H26. 1 .27	市道菜畑壱分線	2	А	0	66	60	×	×	×
28	209	18	生駒市	萩の台3丁目(萩の台駐在所付近)	H26. 1 .27	市道壱分乙田線	2	А	0	65	58	×	×	×
29	210	1	香芝市	五位堂2350 五位堂駅北側ロータリー	H25.11.28	真美ヶ丘幹線	2	С	0	61	59	0	0	0
30	210	2	香芝市	真美ヶ丘6丁目4 香芝高校交差点	H25.11.28	中和幹線	4	А	1	66	62	0	0	0
31	210	3	香芝市	旭ヶ丘1丁目31 旭ヶ丘団地東入口交差点	H25.11.28	国道168号線	2	С	1	65	60	0	0	0
32	210	4	香芝市	穴虫98-1 奈良中央信用金庫前交差点	H25.11.28	中和幹線	4	В	1	64	62	0	0	0
33	210	5	香芝市	下田西1丁目1450 下田交差点	H25.11.28	国道168・165号線	2	С	1	62	52	0	0	0
34	211	1	葛城市	加守964-1 ショップ二見山前	H25.12.3	一般国道165号	2	-	1	71	68	_	_	-
35	212	1	宇陀市	大宇陀麻生田583-1	H26. 2 .27	一般国道166号線	2	-	1	69	63	-	-	-
36	361	1	川西町	結崎830-49 先	H26. 1 .16	県道・天理王寺線	2	А	1	65	58	0	0	0
37	427	1	河合町	河合町大字西穴闇88-8	H25.12.5	県道大和高田斑鳩線	2	В	1	61	59	0	0	0

※近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表 3-3-14 工場振動に係る特定施設

	施	設 名	規模又は能力等							
	液圧	Eプレス	矯正プレス以外のすべてのもの							
金属	機械	プレス	すべてのもの							
加	せん		原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの							
機械	鍛造		すべてのもの							
	ワイ	ヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上であるもの							
圧縮	機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの							
		破 砕 機								
土石	用	摩砕機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの							
鉱物	用	ふるい								
		分 級 機								
織	₹	幾	原動機を用いるもの							
コン	クリ	ートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上であるもの							
コン	クリ	ート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上であるもの							
コン	クリ		原動機の定恰百分の合計が10キログット以上であるもの							
木材	加工	ドラムバーカー	すべてのもの							
1次/10人		チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であるもの							
印刷	機械		原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であるもの							
ゴム		又は合成樹脂練用の	カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30 キロワット以上であるもの							
合成	樹脂	用射出成形機	すべてのもの							
鋳型:	造型	幾	ジョルト式であるもの							

(単位: デシベル)

表 3-3-15 工場振動に係る規制基準 (敷地境界線上)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時~ 午後7時)	夜間 (午後7時~ 翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第 2種低層住居専用地域・第1 種中高層住居専用地域・第2 種中高層住居専用地域・第1 種住居地域・第2種住居地域・ 準住居地域・その他の地域	60	55
第2種区域 近隣商業地域·商業地域·準 工業地域·工業地域·工業専 用地域	65	60

(注) 学校・保育所・病院・診療所 (患者収容施設を有するもの)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-16 特定建設作業及び規制基準(振動)

表 3-3-10 特定建設 F 未及 O					
特定建設作業	设作業 (1) くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油原				
	を除く。)またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業				
	(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
	(3) 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、				
	1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)				
	(4) ブレーカ (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動す				
	る作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超				
	えない作業に限る。)				
規制基準(敷地境界線上)	振動レベル (敷地境界)	75 デシベル			
		第 1 号区域	第 2 号区域		
	作業時間帯	午前7時~午後7時	午前6時~午後10時		
	作業時間	1 日 10 時間以内	1日14時間以内		
	作業期間	当該作業の場所において連続して6日を超えないこと			
	作業禁止日	日曜日その他の休日			

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域・第2号区域は、表3-3-7のとおり。 なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-17 道路交通振動に係る要請限度

(単位:デシベル)

時間の区分区域の区分	昼間 (午前8時~ 午後7時)	夜間 (午後7時~ 翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第 2種低層住居専用地域・第1 種中高層住居専用地域・第2 種中高層住居専用地域・第1 種住居地域・第2種住居地域・ 準住居地域・その他の地域	65	60
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準 工業地域・工業地域	70	65

⁽注) 区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

第3部

(単位:ppm)

表 3-3-18 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・ 三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・ 広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

① 敷地境界線(法第4条第1項第1号の規制基準)

			(III PP111/
規制地域の区分 特定悪臭 物質の種類	一般地域	順応地域	その他の地域
ア ン モ ニ ア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キ シ レ ン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 - 2 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、進住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 - 3 順応地域とは、2及び4に規定する地域以外の地域をいう。
 - 4 その他の地域とは、2に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

② 排出口(法第4条第1項第2号の規制基準)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第2条に規定する方法により算出して得た流量

 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$

q:流量(Nm³/時)

He: 補正された排出口の高さ (m) Cm:① に掲げる規制基準の値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5 m 未満となる場合は適用されない)

③ 排出水(法第4条第1項第3号の規制基準)

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとに、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に規定する方法により、排出水中の濃度を算出する

 $C_{Lm} = K \times Cm$

 CLm: 排出水中の濃度 (mg/)

 K: 係数で、下の表を参照 (mg/)

C_m:① に掲げる規制基準の値 (ppm)

特定悪臭物質名	排出水量 (m 3/s)	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下 0.001 以上 0.1 以下 0.1 以上	16 3.4 0.71
硫 化 水 素	0.001 以下 0.001 以上 0.1 以下 0.1 以上	5.6 1.2 0.26
硫化メチル	0.001 以下 0.001 以上 0.1 以下 0.1 以上	32 6.9 1.4
二硫化メチル	0.001 以下 0.001 以上 0.1 以下 0.1 以上	63 14 2.9

表 3-4-1 環境基準水域類型指定状況

	水 域	範囲	類型	達成期間	環境基準点	告示
	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イイ	初瀬取入口	S.45.9.1. 閣議決定
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハイ	藤井	生物について H.18.6.30. 環 告 示
大	佐 保 川(1)	三条高橋より上流	В	П	三条高橋	
	佐 保 川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	С	口	額田部高橋	S.54.2.23.
	秋 篠 川	全 域	С	71	佐保川合流点前	県 告 示
	菩 提 川	全 域	С	ハ	佐保川合流点前	
	曽 我 川(1)	高取川合流点より上流	С	イ	曽我川橋	
和	曽 我 川(2)	高取川合流点から 大和川合流点まで	С	71	小 柳 橋	S.55.6.6. 県 告 示
	葛 城 川	全域	С	71	枯木橋	水 ロ バ
	高 田 川	全 域	С	71	里 合 橋	
	布 留 川(1)	みどり橋より上流	А	イ	みどり橋	
	布 留 川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	С	<i>/</i> \	大和川合流点前	S.57.2.23.
Ш	寺 川(1)	立石橋より上流	А	イ	立石橋	県 告 示
	寺 川(2)	立石橋から大和川合流点まで	С	<i>/</i> \	吐田橋	
	飛 鳥 川(1)	神道橋より上流	А	イ	神 道 橋	H.22.3.9.県告示
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	С	ハ	保 田 橋	S.57.2.23.県告示
	岡 崎 川	全 域	С	<i>/</i> \	大和川合流点前	S.58.2.22.
	富雄川(1)	芝より上流	В	イ	芝	県 告 示
	富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	С	<i>/</i> \	七 鳥 橋	H.22.3.9.
	竜 田 川	全 域	С	イ	竜田大橋	県 告 示
	葛 下 川	全 域	С	<i>/</i> \	だるま橋	S.58.2.22.県告示
	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流 (大迫ダム貯水池(全域)を除く。)	A A 生物 B	イイ	楢井不動橋	S.47.11.6. 環 告 示
紀の川	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで (大迫ダム貯水池(全域)を除く。)	A 生物 B	イイ	大 川 橋	生物について H.22.9.24. 環 告 示
/	秋 野 川	全域	В	<i>ا</i> ١	秋野川流末	H.5.4.2.
吉	升 生 川	全 域	А	イ	丹生川流末	県 告 示
吉野川	大追ダム 貯 水 池	全域	湖沼 AⅢ 生物 B	イイ	大迫ダムダムサイト	H.15.3.27 環 告 示 生物について H.22. 9. 24. 環 告 示
淀	宇陀川上流	新大東橋より上流	ΑA	イ	新大東橋	S.52.2.1. 県 告 示
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで(本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み室生ダム湖を除く)	А	イ	高倉橋	H.5.4.2. 県 告 示
Ш	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで (北川を含む)	А	イ	辻 堂 橋	<i>□</i>

	水域	範囲	類型	達成期間	環境基準点	告 示
	黒木川	全域	AA	イ	宇陀川合流点前	
	中 山 川	全 域	А	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1.
	笠 間 川	全 域	А	口	宇陀川合流点前	県 告 示
	芳野川上流	岩脇橋より上流	AA	イ	岩脇橋	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木 綿 橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇賀志川	全 域	AA	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1.
	四郷川上流	和田井堰より上流	A A	イ	和田井堰	県 告 示
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	イ	岩崎橋	S.22.3.9. 県 告 示
	母 里 川	全 域	А	イ	芳野川合流点前	
	内 牧 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
淀	天 満 川	全域	A	イ	室生ダム湖 合流点前	
	宮川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	鰻 守 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合流点前	
	深谷川	全 域	AA	イ	室生ダム湖 合流点前	
	大 野 川	全 域	AA	イ	宇陀川合流点前	
ЛП	室生川	全 域	A A	イ	島谷取水口	H.5.4.2. 県 告 示
	高 寺 川	全 域	AA	イ	宇陀川合流点前	
	仮 屋 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	C
	滝 谷 川	全 域	AA	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	室生ダム湖	全域	湖沼 A	1	県営水道取 水口付近	ж п 3.
	笠 間 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	А	イ	笠間川流末	
	遅 瀬 川	全 域	А	イ	金比羅橋	II E 4 0
	布目川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	А	イ	鷺 千 代 橋	H.5.4.2. 県 告 示
	白 砂 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	А	イ	白砂川流末	
	布目ダム湖	全 域	湖沼 AII (全窒素 を除く)	ハ	布目ダム湖取水口	H.16.4.2. 県 告 示

	水 域	範囲	類型	達成期間	環境基準点	告示
	熊野川上流	芦廼瀬川合流点より上流 ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ	上 野 地 小 原 橋	
	熊野川下流	芦廼瀬川合流点から和歌山県境まで	A	口	二津野ダム 湖 取 水 口	
新	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流 ただし池原ダム湖を除く	AA	イ	北山大橋	
121	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県 の区域に属する水域	A A	口	小 口 橋	S.52.12.6. 県 告 示
宮	洞 川	全 域	AA	口	持 影 橋	宗 口 小
	川原樋川	全 域	AA	イ	川原樋取水口	
Л	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A※	П	猿谷ダム湖 取 水 口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A ※	口	風屋ダム湖 取 水 口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	П	池原ダム湖取水口	
	坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	口	坂本ダム湖 取 水 口	

(注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成

「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

類 型 「※」は、SSについてのみ1月~6月及び10月~12月B-ロ、7月~9月C-ロ

表 3-4-2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和46年環境庁告示第59号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項	I	基	準	値
カドミウム		0.003	mg/ℓ以下	
全シアン		検出さ	れないこと	
鉛		0.01	mg/ℓ以下	
六価クロム		0.05	mg/ℓ以下	
ひ素		0.01	mg/ℓ以下	
総水銀		0.0005	5mg/ℓ以下	
アルキル水銀		検出さ	れないこと	
PCB(ポリ塩化ビ	フェニル)	検出さ	れないこと	
ジクロロメタン		0.02	mg/ℓ以下	
四塩化炭素		0.002	mg/ℓ以下	
1,2 - ジクロロエタ	"ン	0.004	mg/ℓ以下	
1,1 - ジクロロエチ	・レン	0.1	mg/ℓ以下	
シスー 1,2 - ジクリ	コロエチレン	0.04	mg/ℓ以下	
1,1,1 - トリクロロ	エタン	1	mg/ℓ以下	
1,1,2 - トリクロロ	エタン	0.006	mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	/	0.03	mg/ℓ以下	
テトラクロロエチし	ノン	0.01	mg/ℓ以下	
1,3 - ジクロロプロ	1ペン	0.002	mg/ℓ以下	
チウラム		0.006	mg/ℓ以下	
シマジン		0.003	mg/ℓ以下	
チオベンカルブ		0.02	mg/ℓ以下	
ベンゼン		0.01	mg/ℓ以下	
セレン		0.01	mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜石	肖酸性窒素	10	mg/ℓ以下	
ふっ素		0.8	mg/ℓ以下	
ほう素		1	mg/ℓ以下	
1,4 - ジオキサン		0.05	mg/ℓ以下	

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川(湖沼を除く)

ア)

項目		基	-	準	値		∃ 1.
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲 げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	50 MPN / 100ml 以下	
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 及びB以下の欄に 掲 げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ l 以 上	1,000 MPN / 100 ml 以下	水域類
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に 掲 げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	5,000 MPN / 100ml 以下	型ごとに指定する
С	水 産 3 級 工業用水1 級 及びD以下の欄に 掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上		だする 水域
D	工業用水 2 級 農 業 用 水 及びE の欄に 掲 げ る も の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以 下	2 mg/ℓ 以 上	_	
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以 上	_	

(備考) 基準値は日間平均値とする。 (湖沼もこれに準ずる)

(注) 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水 産 1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生

物用

水 産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3級:コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値				
類型	八生生物 9 生总状况 9 週心 住	全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS	水域	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ ℓ以下	水域類型	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ l 以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ ℓ以下	型ごとに	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ l 以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ l 以下	す	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ l 以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ l 以下	る水域	

(備考) 基準値は年間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる) LAS:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)ア)

項目		=	基	準		Ī	
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌群 数	該当水域
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	1 mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	50 MPN / 100ml 以 下	*
A	水道2 、3 級 水 産 2 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	5 mg/l 以下	7.5mg/ℓ 以 上	1,000 MPN / 100ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
В	水 産 3 級 工業用水1級 農 業 用 水 及びCの欄に 掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	_	指定する水域
С	工業用水2級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以 上	_	

(注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水 産 1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水 産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水 産 3級:コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目	利用目的の		推 值	該当
類型	適応性	全 窒 素	全 リ ン	水域
Ι	自然環境保全及び Ⅱ 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	0.1 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	
П	水道 1 、 2 、 3 級 (特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に 掲 げ る も の	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	水域類型
Ш	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に 掲 げ る も の	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
IV	水 産 2 種 及 び Vの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	域
V	水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が

可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)

水 産 1 種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水 産 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水 産 3種:コイ、フナ等の水産生物用

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表 3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成25年度)

	項	E		名		概 況調査数	検出数	うち 基準値 超過数	継続監視調 査 数	検出数	うち 基準値 超過数	環境基準値	最 大 検 出 濃 度
	カ	ド	3	ウ	4	68	2	0				0.003	0.0003
	全	シ		ア	ン	68	0	0				ND	<0.1
			鉛			68	12	0	2	2	1	0.01	0.014
	六	価	ク	П	ム	68	0	0				0.05	<0.01
	ひ				素	68	15	0	1	1	1	0.01	0.017
	総		水		銀	68	0	0				0.0005	< 0.0005
	Р		С		В	68	0	0				ND	< 0.0005
環	ア	ルキ	テ ル	水	銀	0	0	0				ND	ND
	ジ:	クロ	口	メタ	ン	68	0	0				0.02	< 0.0002
境	四	塩	化	炭	素	68	1	0				0.002	0.0002
-1.1	塩化	とビニ	ルジ	モノヽ	マー	68	0	0				0.002	< 0.0002
基	1,2-	ジク	ПΓ	1エタ	フン	68	0	0				0.004	< 0.0002
進	1,1-	ジクロ	10.	エチし	ノン	68	0	0				0.1	< 0.0002
4	1,2-	ジクロ	10.	エチし	ノン	68	0	0				0.04	< 0.0004
健	1,1,1	-トリ	クロ	口工	タン	68	0	0				1.0	< 0.0002
	1,1,2	2-トリ	クロ	ロエク	タン	68	0	0				0.006	< 0.0002
康	トリ	リクロ	103	エチし	ノン	68	1	0				0.03	0.0003
	テト	ラク		エチ!	レン	68	0	0				0.01	< 0.0002
項	1,3-	ジクロ	1 11.	プロイ	ペン	68	0	0				0.002	< 0.0004
	チ	ウ		ラ	ム	68	0	0				0.006	< 0.001
	シ	マ		ジ	ン	68	0	0				0.003	< 0.0003
	チ	オベ	ン	カル	ブ	68	0	0				0.02	< 0.002
	ベ	ン		ゼ	ン	68	0	0				0.01	0.0002
	セ		レ		ン	68	1	0				0.01	
		酸 性 硝 電				68	62	0	3	3	1	10	19
	ઢ		つ		素	68	35	0				0.8	0.3
	ほ		う		素	68	45	0				1.0	0.14
	1,	4 - ジ	`オ	キサ	・ン	68	0	0				0.05	< 0.005

⁽注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位:mg/ℓ、ND:不検出 例:<0.1→検出下限値0.1未満であったことを示す。
・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

表 3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場	所	発生年月日
1	油流出	生駒市小瀬町	(周辺水路)	平成25年 4 月23日
2	油 流 出	斑鳩町小吉田	(大川水系服部川)	平成25年4月30日
3	染料流出	田原本町宮古	(周辺水路)	平成25年5月6日
4	油 流 出	宇陀市大宇陀平尾	(宇陀川水系宇陀川)	平成25年5月10日
5	魚へい死	大和郡山市稚木町	(周辺水路)	平成25年6月6日
6	油 流 出	生駒市鹿畑町	(淀川水系山田川)	平成25年6月21日
7	油 流 出	下北山村下池原	(新宮川水系北山川)	平成25年6月21日
8	魚へい死	斑鳩町阿波	(大和川水系三代川)	平成25年7月1日
9	油流出	田原本町新町	(周辺水路)	平成25年8月2日
10	白 濁 水	広陵町百済	(周辺水路)	平成25年8月5日
11	油 流 出	田原本町味間	(周辺水路)	平成25年8月18日
12	油 流 出	宇陀市榛原	(周辺水路)	平成25年8月19日
13	魚へい死	斑鳩町阿波	(周辺水路)	平成25年10月11日
14	白 濁 水	大和高田市磯野	(周辺水路)	平成25年10月15日
15	油硫出	生駒市北田原町	(淀川水系山口川)	平成25年10月18日
16	白 濁 水	山添村北野	(淀川水系深川)	平成25年10月22日
17	魚へい死	安堵町西安堵	(周辺水路)	平成25年10月2日
18	油 流 出	上北山村白川	(新宮川水系北山川)	平成25年10月18日
19	油 流 出	天理市二階堂	(周辺水路)	平成25年11月13日
20	魚へい死	安堵町西安堵	(周辺水路)	平成25年12月13日
21	油 流 出	宇陀市榛原	(宇陀川水系宇陀川)	平成25年12月13日
22	白 濁 水	生駒市東生駒	(大和川水系東生駒川)	平成25年12月24日
23	白 濁 水	天理市永原町	(大和川水系からすあげ川)	平成26年1月29日
24	油 流 出	宇陀市室生向渕	(周辺水路)	平成26年1月24日
25	油 流 出	川上村西河	(紀の川水系音無川)	平成26年1月30日
26	油 流 出	大和高田市礒野	(大和川水系小柳川)	平成26年2月6日
27	油 流 出	橿原市小網町	(大和川水系飛鳥川)	平成26年2月12日
28	油 流 出	田原本町阪手	(周辺水路)	平成26年3月12日
29	白 濁 水	橿原市木原町	(周辺水路)	平成26年3月4日

表 3-4-5 浄化槽設置整備事業 (奈良県浄化槽設置整備補助事業) の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年~(実施中)	1,663	曽爾村	平成2年~(実施中)	383
天 理 市	平成13年~(実施中)	36	御杖村	平成3年~(実施中)	508
橿原市	平成 12 年~ (実施中)	510	高取町	平成 13 年~ (実施中)	190
桜井市	平成17年~(実施中)	90	吉野町	平成 10 年~ (実施中)	347
五條市	平成7年~(実施中)	717	大淀町	平成 15 年~ (実施中)	239
生駒市	平成3年~(実施中)	1,583	下市町	平成 12 年~(実施中)	190
葛 城 市	昭和63年~平成4年	24	十津川村	平成6年~(実施中)	462
宇陀市	平成3年~(実施中)	1,544	下北山村	平成1 年~(実施中)	311
山添村	平成2年~(実施中)	883	上北山村	平成7 年~ 平成17年	183
平 群 町	平成2年~(実施中)	270	川上村	平成 23 年~ (実施中)	77
斑鳩町	平成2年~(実施中)	505	東吉野村	平成6年~(実施中)	243
				計	10,958

[※] 設置基数は、平成 25年度末までの実績累計。

表 3-4-6 農業集落排水事業の実績

(平成 26年 3 月 31 日現在)

地 区 名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住) 人口	備考
二階堂(小島)	天理市	昭和49年度	昭和 54 年度	_	_	流域下水道に接続
二階堂(合場)	天理市	昭和49年度	昭和62年度	_	_	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和 58 年度	37	180	
長 引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石 打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	_	_	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成6年度	55	241	
三 ケ 谷	山添村	平成4年度	平成8年度	69	237	
椿 尾	奈良市	平成5年度	平成 13 年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香東	吉野町	平成5年度	平成8年度	83	300	
中畑	奈良市	平成6年度	平成 13 年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成 16 年度	444	1,455	
南 部	宇陀市	平成8年度	平成 13 年度	_	_	公共下水道に接続
長 滝	天理市	平成8年度	平成 10 年度	32	120	
東 部 第 1	奈良市	平成9年度	平成 18 年度	670	1,796	
福 貴 畑	平群町	平成9年度	平成 19 年度	95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成 13 年度	45	160	
福住	天理市	平成13年度	平成 19 年度	472	1,457	
東部第2 - 1	奈良市	平成16年度	平成 21 年度	255	633	
苣原・仁興	天理市	平成19年度	平成 22 年度	72	259	
東部第2 - 2	奈良市	平成21年度	平成 25 年度	348	951	

表 3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

		特定事業均	易(水濁法	第5条第1	項及び第2	項の届出)	特定事	業場 (瀬戸	内海法第5	5条第1項	の許可	1)	
水濁法						, ,,,,,,,						- /	
施行第一番号	業種名	一日当た りの平均 排水量 50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当た りの平均 排水量 50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当た りの平均 排水量 50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当た りの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合	計	総合計
1	鉱業			1		1							1
102	畜 産 農 業			77		77	1					1	78
2	畜産食料品製造業			14		14	1					1	14
3	水産食料品製造業			11		11							11
4	保存食料品製造業			8		8	3					3	11
5	味噌・調味料製造業			23		23	0					0	23
6	小麦粉製造業			1		1							1
7	砂糖製造業			1		1	1					1	2
8	製あん業			7		7	1					1	8
9	米菓・こうじ製造業			22		22	1					1	22
10	飲料製造業			89		89							89
11	有機質肥料製造業			1		1	2					2	3
12	動植物油脂製造業			5		5							5
13	ガースト製造業			0		0							- 3
14	でん粉製造業			6		6	1					1	7
15	水あめ製造業			1		1	1						1
16	めん類製造業			76		76	3					3	79
17	豆腐製造業			179		179	3					3	182
18	インスタントコーヒー製造業			113		173							102
1802	冷凍食品製造業			2		2							2
1803	たばこ製造業			2									
19	紡績業・繊維製品製造業			27	2	27	28				-	28	55
20	洗 毛 業			2		2	20				-		2
21	化学繊維製造業												
2102	製材業			1		1							1
21の3	合 板 製 造 業			5		5							5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1							1
22	木材薬品処理業			3		3							3
23	製 紙 業												
23の2	印刷業・出版業			20	7	20	1					1	21
24	化学肥料製造業			9		9							9
25	か性ソーダ製造業												
26	無機顏料製造業			1		1	2					2	3
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1					1	3
28	アセチレン誘導品製造業												
29	コールタール製造業			1		1							1
30	発 酵 工 業												
31	メタン誘導品製造業												
32	有機顏料製造業												
33	合成樹脂製造業			4		4							4
34	合成ゴム製造業												
35	有機ゴム薬品製造業						1					1	1
36	合成洗剤製造業			1		1							1
37	石油化学工業												
38	石けん製造業						3	1				3	3
3802	界面活性剤製造業												
39	硬化油製造業												
40	脂肪酸製造業												
41	香料製造業												
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2							2
43	写真感光材料製造業			1		1							1
44	天然樹脂製品製造業			_									
45	木材化学工業			1		1							1

			特定事業場	易(水濁法)	第5条第1	項及び第2	項の届出)	特定事	業場(瀬戸	内海法第	5条第1項	の許可)	
77 反案 品 製 直 業	施行令 別表第 一の号	業 種 名	りの平均 排水量 50 ㎡以上の	有害物質 使用特定	りの平均 排水量 50 ㎡未満の	有害物質 使用特定	合 計	りの平均 排水量 50 ㎡以上の	有害物質 使用特定	りの平均 排水量 50 ㎡未満の	有害物質 使用特定	合 計	総合計
18 次 楽 製 造 楽 1	46	有機化学工業製品製造業			11	1	11	1		1		2	13
18 次 楽 製 造 楽 1	47	医薬品製造業						3				3	3
149	48	火薬製造業											
50 武 兼 製 査 素	49	農薬製造業											
51 石 油 精 製 業	50	試薬製造業											
Series Series	51												
182 皮 本 製 産	51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1			1	2
133	51の3	医療用ゴム製品製造業											
54 セメント製品設定業 6 75 81 2 1 3 84 55 生コンクリー製造業 6 75 81 2 1 3 84 56 有機関係が対験記案 7	52	皮革製造業			60		60						60
55 生コンクリート製造業 6 75 81 2 1 3 84 56 有機質が小材製業 1 1 1 1 1 1 1 59 存 石 業 11 11 1 1 1 1 1 60 砂 利 採 取 素 13 13 3 3 3 16 61 飲 鋼 素 1 1 1 1 1 1 1 1 1	53	ガラス製品製造業			4	2	4						4
56 有機質の小べ材製造業	54	セメント製品製造業			14		14			1		1	15
57 人造黒鉛電極製造業	55	生コンクリート製造業	6		75		81	2		1		3	84
58 業業原料精製業	56	有機質砂かべ材製造業											
59 除 石 葉	57	人造黒鉛電極製造業											
60 砂利 採取 乗	58	窯業原料精製業			1		1						1
61 鉄 鋼 楽 5 2 5 2 2 2 7 6 3 6 3 6 2 5 2 3 7 7 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	59	砕 石 業			11		11						11
62	60	砂利採取業			13		13	3				3	16
63 金属製品製造業	61	鉄 鋼 業			1		1						1
6302 空きびん卸売業	62	非鉄金属製造業			5	2	5	2				2	7
63 1	63	金属製品製造業			9	1	9	1	1			1	10
6402 水 道 施 設	63の2	空きびん卸売業											
6402 水道 施設 2 2 2 25 11 27 19 9	63Ø3	石炭火力発電所											
65 酸・アルカリ表面処理施設 2 2 25 11 27 19 9 19 46 66 電気メッキ施設 11 2 11 6 3 6 17 6602 14-ジオキサイドスは 14-ジオキサンの混合施設 11 2 11 6 3 1 14 571 6603 旅館 業 6 551 557 13 1 1 2 11 6 6605 井 当 翼 造 葉 6 551 557 13 1 1 2 11 4 6605 井 当 翼 造 葉 7 9 1 1 2 11 4 6607 飲食店 (軽食) 6608 飲食店 (軽食) 6608 飲食店 (軽食) 6608 飲食店 (料亭等) 7 5 7 6 6 6 13 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 6 13 6 6 6 6 6 6 6 6 6	64	ガス供給業											
66 電気メッキ施設	64の2	水 道 施 設			40	8	40	4				4	44
1	65	酸・アルカリ表面処理施設	2	2	25	11	27	19	9			19	46
66002 14-ジオキサンの混合施設 14-ジオキサンの混合施設 14-ジオキサンの混合施設 14-ジオキサンの混合施設 2 7 9 1 1 2 11 1 2 11 4 66004 共 同 調 理 場 2 7 9 1 1 2 11 4 40 66007 於 食 店 (軽 食)	66	電気メッキ施設			11	2	11	6	3			6	17
6604 共同調理場 2 7 9 1 1 1 2 11 6605 弁当製造業 3 3 3 1 1 1 24 40 6606 飲食店(軽食)	6602												
6604 共同調理場 2 7 9 1 1 1 2 11 6605 弁当製造業 3 3 3 1 1 1 24 40 6606 飲食店(軽食)	66の3	旅館業	6		551		557	13		1		14	571
6605 弁 当 製 造 業	66の4		2		7		9	1		1		2	11
6606 飲食店 4 12 16 23 1 1 24 40 6607 飲食店 (軽食) 6608 飲食店 (料享等) 67 洗 た 〈業 1 1 258 35 259 1 1 260 68 写真現像業 79 21 79 2 1 2 81 6802 病 院 7 5 7 6 6 6 13 69 と 畜業 6902 中央卸売市場 6903 地方卸売市場 700 廃油処理施設 1 1 1 1 1 1 1 1 1 261 71 自動式車両洗浄施設 260 260 1 71 2 2 4 81 7102 試験研究機関 79 6 79 2 1 2 2 4 83 7103 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 7104 産業廃棄物処理施設 38 38 38 3 2 3 41 7104 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	66の5				3		3	1				1	4
6607 飲食店(軽食)	66 <i>の</i> 6		4				16	23		1		24	40
66の8 飲食店 (料亭等) 67 洗 た く 業 1 1 258 35 259 1 1 260 68 写 真 現 像 業 79 21 79 2 1 2 81 68の2 病 院 7 5 7 6 6 6 13 69 と 畜 業 69の2 中央 卸売 市場 69の3 地方 卸売 市場 70 廃 油 処理 施設 70の2 自動車分解整備事業 1 1 1 1 1 1 1 1 261 71 自動式車両洗浄施設 260 260 1 1 2 2 4 83 71の3 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 38 38 38 3 2 3 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 5 5 5 13 13 18 18 18 18 70 6 197 197 197 197 197 197 197 197 197 197	66の7												
67 洗 た く 業 1 1 258 35 259 1	66の8												1
68 写真現像業	67	洗たく業	1	1	258	35	259	1				1	260
68の2 病 院 院	68				79	21	79	2	1			2	81
69 と 音 業	68の2				7		7	6				6	13
69の2 中央卸売市場 1 日	69												
69の3 地方卸売市場 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2	6902												
70の2 自動車分解整備事業 1 1 1 71 自動式車両洗浄施設 260 260 1 1 261 71の2 試験研究機関 79 6 79 2 1 2 2 4 83 71の3 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 71の5 けりのエチレストラウロエチレスはどうのエチレストラウロエチルストラウロエチレストラロストラウロエチレストラウロエチレストラウロエチレストラウロエチレストラウロエチレストラロストラウロエチレストラロストラロステンターのエチレストラロ	69073												
71 自動式車両洗浄施設 260 260 1 261 71の2 試験研究機関 79 6 79 2 1 2 2 4 83 71の3 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 71の5 トリクロエチレストラクロエチルのエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチルのエチレストラクロエチレストラウストラクロエチルのエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチレストラクロエチルのエチルストラクロエチ	70	廃油処理施設											
71の2 試験研究機関 79 6 79 2 1 2 2 4 83 71の3 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	70の2	自動車分解整備事業			1		1						1
71の3 一般廃棄物処理施設 38 38 3 2 3 41 71の4 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 3 3 3 3	71	自動式車両洗浄施設			260		260	1				1	261
71の4 産業廃棄物処理施設 3 3 3 3 3 3 3 3 3	71の2	試験研究機関			79	6	79	2	1	2	2	4	83
71の5 いかロエチレステトラクロエチレンス はど クロルタンによる洗浄施設 5 5 13 13 18 18 18 18 18 71の6 いかロルタンによる洗浄施設 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7103	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2			3	41
1603	71の4	産業廃棄物処理施設			3		3						3
71076 はゾ かロがたよる蓋留施設 2 2 2 72 し尿処理施設 43 68 13 111 76 76 187 73 下水道終末処理施設 8 8 8 74 特定事業場から排出される水の処理施設 - 432 432 - 指定地域特定施設 138 294 432 432	71005		5	5	13	13	18						18
72 し尿処理施設 43 68 13 111 76 187 73 下水道終末処理施設 8 8 8 74 特定事業場から排出される水の処理施設 - 432 432 - 指定地域特定施設 138 294 432 432	71006				2	2	2						2
73 下水道終末処理施設 8 8 8 74 特定事業場から排出される水の処理施設 - 432 432 - 指定地域特定施設 138 294 432 432	72		43		68	13	111	76				76	187
74 特定事業場から排出される水の処理施設 - 指定地域特定施設 138 294 432 432 432												'	8
- 指定地域特定施設 138 294 432 432		特定事業場から排出											
1475 - 11175 - 11175	_		138		294		432						432
	合計	山人心然下尼旭以	215	8	2550	131	2765	222	19	8	2	230	2995

表 3-4-8 上乗せ基準の設定状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

有害物質についての 規制の概要	生活環境項目についての規制の概要	生活環境項目に関して1日当り の平均排水量が50㎡未満の特定事 業場を規制対象としているもの
(対象物質) カドミウム、シアン、 有機リン、6価クロム、 砒素、総水銀、ポリ塩 化ビフェニル	(対象物質) BOD、SS	(排水量の裾切り) 10㎡/日以上
(対象事業場) 有害物質を使用する一 部の特定事業場(新増 設に限る)	(対象事業場) 日平均排水量が 50㎡ 以上の特定事業場	(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事 業場(新増設に限る)又は、 風致地区等一部の地域で新増設 される特定事業場
(許容限度) カドミウム 0.01mg/ℓ	(許容限度) 新設事業場	
6価クロム 0.05mg/ℓ	BOD 25 (20)	
砒 素 0.05mg / ℓ シアン、有機リン、総	SS 90 (70) 既設事業場	
水銀、ポリ塩化ビフェ	BOD 70 (50)	
	,	
1いない。C C	衆巴業・伊化僧は別基 準	
	規制の概要 (対象物質) カドミウム、シアン、 有機リン、6価クロム、 砒素、総水銀、ポリ塩 化ビフェニル (対象事業場) 有害物質を事業場(新増 部の限度) カドミウム 0.01mg/ ℓ 6価クロム 0.05mg/ ℓ ・素 0.05mg/ ℓ ・素 0.05mg/ ℓ ・大下スティー・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(対象物質) カドミウム、シアン、 有機リン、6価クロム、 砒素、総水銀、ポリ塩 化ビフェニル (対象事業場) 有害物質を使用する一部の特定事業場(新増設に限る) (許容限度) カドミウム 0.01mg/ℓの特定事業場 (計容限度) カドミウム 0.05mg/ℓの形でである。 は、素 0.05mg/ℓのである。 シアン、有機リン、総水銀、ポリ塩化ビフェニル。 水銀、ポリ塩化ビフェニル。 お銀、ポリ塩化ビフェニル。 お銀、ポリ塩化ビフェニル。 おいこと。 (対象物質) BOD、SS (対象事業場) 日平均排水量が 50㎡ 以上の特定事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成25年度ゴルフ場使用農薬調査結果

	農薬名	調 査 ゴルフ	指針値 超 過 ゴルフ	環境省 暫定指導 指針値	調査検体の 最高検出値	検 出 数 調査検体数
		場数	場数	fi	$(\operatorname{mg} / \ell)$	<u> </u>
	アセフェート	2 4	0	0.063	検出なし	0/24
	イソキサチオン	2 4	0	0.08	検出なし	0/24
殺	エトフェンプロックス	1 1	0	0.82	検出なし	0/11
	クロルピリホス	2 4	0	0.02	検出なし	0/24
虫	ダイアジノン	2 4	0	0.05	検出なし	0/24
	トリクロルホン	1 3	0	0.05	検出なし	0/13
剤	ピリダフェンチオン	2 4	0	-	検出なし	0/24
	フェニトロチオン	2 4	0	0.03	検出なし	0/24
	ペルメトリン	2 4	0	1	検出なし	0/24
	アゾキシストロビン	2 4	0	4.7	検出なし	0/24
	イソプロチオラン	2 4	0	2.6	検出なし	0/24
	イプロジオン	2 4	0	3	検出なし	0/24
殺	エトリジアゾール	1 3	0	0.04	検出なし	0/13
权	オキシン銅	1 3	0	0.4	検出なし	0/13
	キャプタン	1 3	0	3	検出なし	0/13
	クロロタロニル	2 4	0	0.4	検出なし	0/24
菌	クロロネブ	2 4	0	0.5	検出なし	0/24
	チウラム	2 4	0	0.2	検出なし	0/24
	トルクロホスメチル	2 4	0	2	検出なし	0/24
-last	フルトラニル	2 4	0	2.3	検出なし	0/24
剤	プロピコナゾール	2 4	0	0.5	検出なし	0/24
	ペンシクロン	2 4	0	1.4	0.002	2/24
	メタラキシル·メタラキシルM	2 4	0	0.58	0.001	1/24
	メプロニル	2 4	0	1	検出なし	0/24
	アシュラム	2 4	0	2	0.006	8/24
	ジチオピル	2 4	0	0.095	検出なし	0/24
	シデュロン	2 4	0	3	検出なし	0/24
	シマジン	2 4	0	0.03	検出なし	0/24
除	テルブカルブ	2 4	0	_	検出なし	0/24
	トリクロピル	2 4	0	0.06	検出なし	0/24
	ナプロパミド	2 4	0	0.3	検出なし	0/24
	ハロスルフロンメチル	2 4	0	2.6	検出なし	0/24
草	ピリブチカルブ	2 4	0	0.23	検出なし	0/24
	ブタミホス	2 4	0	0.2	検出なし	0/24
	フラザスルフロン	2 4	0	0.3	検出なし	0/24
	プロピザミド	2 4	0	0.5	0.001	2/24
剤	ベンスリド	1 3	0	_	検出なし	0/13
	ペンディメタリン	2 4	0	3.1	検出なし	0/24
	ベンフルラリン	2 4	0	0.1	検出なし	0/24
	メコプロップ・ メコプロップ P	2 4	0	0.47	検出なし	0/24
						13/892

表 3-5-1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kgにつき 15mg未満であること
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る) において、土壌 1 kgにつき 125mg未 満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1mg以下であること
シス – 1,2 – ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04mg以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002mg以下であること
チウラム	検液1リットルにつき 0.006mg以下であること
シマジン	検液1リットルにつき 0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02mg以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg以下であること
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8mg以下であること
ほう素	検液1リットルにつき 1mg以下であること

図 4-1-1 廃棄物の分類

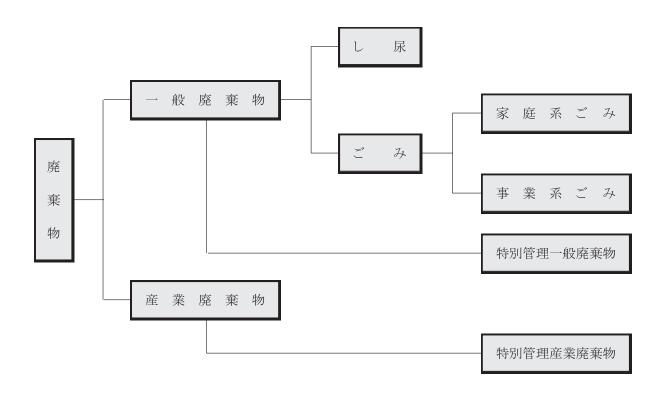


表 4-1-1 ごみ処理の状況

(各年度3月31日現在)

	区 5	分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計区	収集人口	(人)	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575
画処人	自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
理口	計	(人)	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575
年 間	発生量	(トン)	502,550	490,375	481,895	475,295	470,054
発	計画収集	(トン)	414,627	408,765	400,572	450,909	395,924
上 内	直接搬入	(トン)	61,699	55,086	55,268	52,600	52,564
訳	集団回収	(トン)	26,224	26,524	26,055	24,386	21,626
年 間	列 処 理 量	(トン)	476,326	463,851	455,873	453,979	443,589
処	直接焼却	(トン)	402,955	390,894	381,283	381,344	374,340
理	直接埋立	(トン)	3,015	2,627	2,642	2,508	2,147
内	直接資源化	(トン)	19,208	17,615	18,343	16,842	16,308
訳	中間処理	(トン)	49,585	54,852	53,605	53,285	50,794

[※]計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在

表 4-1-2 ごみ処理 (焼却処理) 施設の整備状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所 在 地	能力 (t / 日)	処理方式	竣工年月
	******	360	全 連	S 60. 8
奈 良 市	奈良市左京 5 - 2	120	全 連	S 57. 3
大 和 高 田 市	大和高田市今里川合方 23	150	全 連	S 61.3
大 和 郡 山 市	大和郡山市九条町 80	180	全 連	S 60.11
天 理 市	天理市嘉幡町 189	220	全 連	S 57. 3
橿 原 市	橿原市川西町 1038 - 2	255	全 連	H 15. 4
桜 井 市	桜井市浅古 485 - 1	150	全 連	H 14.11
五 條 市	五條市北山町 932	70	准連	Н 6.9
御 所 市	御所市栗阪 975	72	准連	Н 6.9
生 駒 市	生駒市俵口町 2116 - 91	220	全 連	Н 3. 3
葛 城 市	葛城市笛堂 282	52	准 連	S 48. 4
字 陀 市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機が	Н 9.8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機が	Н 8.6
平 群 町	平群町椿井 1737	35	機が	Н 4.3
三 郷 町	三郷町勢野 2141	40	准 連	Н 2.3
斑 鳩 町	斑鳩町幸前 207	40	機 バ (休止中)	S 57. 3
安 堵 町	安堵町笠目 326 - 1	20	機が	Н 3.10
田 原 本 町	田原本町西竹田 279	60	准 連	S 60.11
明 日 香 村	明日香村畑 678	6	機バ	Н14. 3
上 牧 町	香芝市上中 3350	15	機が	S 46. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全 連	S 57. 2
河 合 町	河合町山坊 683 - 1	30	機が	S 52. 2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	25	機バ	Н 4.6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准 連	Н 6.3
下 市 町	下市町新住 1010	20	機 バ (休止中)	S 61. 6
十 津 川 村	十津川村高滝 190 - 1	10	機バ	Н 4.8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原 798 - 2	5	機が	Н 15. 3
計	27 施設			2,392 t/日

※処理方式欄の「全連」は連続燃焼式、「准連」は准連続燃焼式、「機バ」は機械化バッチ燃焼式。

表 4-1-3 ごみ燃料化施設の整備状況

(平成24年3月31日現在)

訂	岩置主体名	ī	所	在	地	能力 (t /日)	処理方式	竣工年月
広	陵	町	広陵町古寺	字 81		35	RDF・炭化	S 19. 2

表 4-1-4 粗大ごみ処理施設の整備状況

設置主体名	所 在 地	能力 (t /日)	処理方式	竣工年月
奈 良 市	奈良市左京 5 - 2	100	破碎	Н 1.3
大 和 高 田 市	大和高田市今里川合方 23	30	併 用	S 58. 3
天 理 市	天理市嘉幡町 189	50	併 用	S 52. 3
五 條 市	五條市北山町 932	25	破碎	Н 6.9
御 所 市	御所市栗阪 975	15	併 用	Н 6.9
三 郷 町	三郷町勢野 2141	9	圧縮	Н 2.3
田 原 本 町	田原本町西竹田 279	15	併 用	S 60.11
河 合 町	河合町山坊 683 - 1	6	併 用	Н 3.3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	30	併 用	S 57. 6
吉野広域行政組合	吉野町立野 767 - 2	13	併 用	Н 5.5
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	8	併 用	Н 6.3
計	11 施設			301 t/日

※処理方式欄の「併用」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破砕(粉砕)する施設

「圧縮」は不燃性粗大ごみを破砕・圧縮する施設

「破砕」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破砕することにより、容易に焼却できるよう 処理する施設

表 4-1-5 廃棄物再生利用 (リサイクル) 施設の整備状況

(平成24年3月31日現在)

	設置主体名	7	所	在	地	能力 (t /日)	処理方式	竣工年月
橿	原	市	橿原市東	竹田町1-1		47	破砕・圧縮 機 械 選 別	Н 14. 3
桜	井	市	桜井市浅	古 485 - 1		30	破砕・圧縮 機 械 選 別	Н 15. 3
Ŧī.	條	市	五條市北	山町 932		7	圧 縮 機 械 選 別	Н 16. 3
葛	城	市	葛城市当	麻 120		4.2	破砕・減容機 械 選 別	Н 15. 2
広	陵	町	広陵町古:	寺 81		10	破砕・圧縮 機 械 選 別	Н 19. 2
南	和広域衛生	組合	大淀町芦	原 185		4	磁 選 別手 選 別	Н 6.3
	計			6 施設				102 t /日

表 4-1-6 大阪湾フェニックス利用の状況

	左 莊	:	一般	· 廃 棄 物	産業	廃棄物
-	年 度		市町村数	搬入量(トン)	事業所	搬入量(トン)
平	成 15 年	度	25	45,186	13	1,442
平	成 16 年	度	25	42,425	11	1,661
平	成 17 年	度	25	39,932	11	1,585
平	成 18 年	度	26	38,494	11	1,798
平	成 19 年	度	26	36,706	34	3,130
平	成 20 年	度	26	39,071	33	4,645
平	成 21 年	度	26	40,834	15	2,827
平	成 22 年	度	26	40,369	12	3,747
平	成 23 年	度	26	40,696	15	4,100
平	成 24 年	度	27	40,322	30	3,064
平	成 25 年	度	26	38,822	26	2,948

表 4-1-7 し尿処理の状況

(各年度3月31日現在)

	区			分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総		人		П	(人)	1,422,342	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575
計	水人	公	共下れ	k 道	(人)	907,972	918,974	937,027	950,550	962,510
画処理	洗 化口	浄	化	槽	(人)	391,335 + 6,455 (コミプラ)	382,254 + 5,416 (コミプラ)	374,029 + 6,715 (コミプラ)	364,960 + 4,880 (コミプラ)	355,012 + 4,911 (コミプラ)
区域	収	集	人	П	(人)	115,816	113,509	98,937	90,643	86,827
内人	自家	泛 処	理人	П	(人)	764	742	443	421	315
		討	-		(人)	1,422,342	1,420,895	1,417,151	1,411,454	1,409,575
年	間	収	集	量	(kl)	269,599	261,050	249,455	238,407	250,383
処	施	設	処	理	(kl)	269,209	260,592	249,013	237,072	249,729
理内	海	洋	投	入	(kl)	0	0	0	0	0
訳	そ	の他	処処	理	(kl)	390	458	442	1,335	654

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表 4-1-8 し尿処理施設の整備状況

	設置主体名		所	在	地	能 力 (kℓ/日)	処理方式	竣工年月
奈	良	市	奈良市大	安寺西 2 丁目	281	90	高負荷 膜分離	Н 15. 3
大	和 郡 山	市	大和郡山	市本庄町 316	;	66	高負荷	Н 5.3
天	理	市	天理市嘉	福町 189		57	高負荷	H 4.10
橿	原	市	橿原市東	〔竹田町 148 -	- 1	96	高負荷 限外膜 膜分離	Н 19. 3
桜	井	市	桜井市浅	古 485 - 2		70	高負荷 限外膜	Н 3.3
五.	條	市	五條市二	.見5丁目4-	- 2	76	嫌	S 53. 3
生	駒	市	生駒市北	出原町 2476	- 8	80	高負荷 膜分離	Н 13. 3
斑	鳩	町	斑鳩町神	审		40	好希釈	S 52. 3
田	原本	町	田原本町	黒田 50 - 1		50	標 脱	S 58. 3
下	市	町	下市町新	f住 1010		25	高負荷	Н 23. 3
+	津川	村	十津川村	高滝 190 - 1	-	6	高負荷 膜分離	Н 22. 4
山 j	刀環境衛生	且合	山添村遅	漢 2384		20	高負荷	S 63. 3
宇陀	尼衛生一部事務	組合	宇陀市大	宇陀区和田 2	262	35	高負荷	S 63. 3
上下	北山衛生一部事務	組合	下北山村	下池原		3	好	S 46. 3
葛城	战地 区清掃 事務	組合	御所市僧	堂 333		240	高負荷 膜分離	Н 15. 3
	計			15 施設				954 t/日

※処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化・活性汚泥処理方式

「好」は、好気性消化・活性汚泥処理方式

「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式

「標脱」は、好気性処理のうち標準脱窒素処理方式(旧低二段)

「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式

「高負荷」は、生物学的脱窒処理方式のうち高負荷脱窒素処理方式

「膜分離」は、膜分離処理方式

「限外膜」は、限外ろ過膜処理方式

表 4-1-9 地域し尿処理施設 (コミュニティ・プラント) の整備状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

E E	设置主 体	名	所 在 地	能力 (m³/年)	処理方式	竣工年月
大利	和 郡	山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
			三郷町南畑	9,131		S 50
三	郷	町	三郷町勢野	117,430	標準活用汚泥方式	S 54
			三郷町勢野4丁目	29,941		S 61
	計		4施設		499,	413㎡/年

表 4-1-10 **浄化槽の設置状況** (平成 26 年 3 月 31 日現在)

二四 世 火	単独処理浄化槽	74,822
設置基数 [基]	合併処理浄化槽	29,589
[22]	計	104,411

表 4-1-11 净化槽設置届出状況(最近 5年間)

	平 成 21 年 度	1,354
三九 架 甘 米	平 成 22 年 度	1,338
設置基数 [基]	平 成 23 年 度	1,191
[]	平 成 24 年 度	1,131
	平 成 25 年 度	1,222

表 4-1-12 産業廃棄物の種類

	<i>(</i>)				内	容
	(1)	燃	え	殼	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排	出物、その他の焼却残渣
法	(2)	汚		泥	工場排水などの処理後に残る泥状の でる泥状のもの、活性汚泥法による 植物性原料使用工業の排水処理汚泥 かす赤泥、炭酸カルシウムかすなと	余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 と、ビルビット汚泥、カーバイト
	(3)	廃		油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶 タールピッチ、タンクスラッジ、硫	
律	(4)	廃		酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類	などの酸性廃液
	(5)	廃	アルカ	IJ	廃ソーダ液、金属せっけん液などの	アルカリ性廃液
	(6)	廃	プラスチック	カ類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成 のすべての合成高分子系化合物	ゴムくずなど、固形状及び液状
	(1)	紙	<	ず	建設業 (工作物の新築、改築又は除パルプ製造業、紙製造業、紙加工品業、印刷物加工業から生じる紙、板	製造業、新聞業、出版業、製本
政	(2)	木	<	ず	建設業に係るもの(工作物の新築、 のに限る)、木材又は木製品の製造 ルプ製造業、輸入木材の卸売業及び 流通のために使用したパレット(パ に使用したこん包用の木材を含む) フェニルが染み込んだものに限る	選(家具の製造業を含む)、パ がおは賃貸業に係るもの、貨物の パレットへの貨物の積付けのため
	(3)	繊	維く	ず	建設業(工作物の新築、改築又は除 衣服その他の繊維製品製造業以外の 羊毛くず等の天然繊維くず	
	(4)	動	植物性残	渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料のりかす、醸造かす、発酵かす、魚	
	(5)	動物	物性固定不要	要物	と畜場において、と殺または解体さて、処理された食鳥にかかる固形状	
	(6)	ゴ	4 <	ず	天然ゴムくず	
	(7)	金	属く	ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削く	ずなど
	(8)	ガ	ラスくず	等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁を除く) など	器くず、コンクリートくず((9)
	(9)	鉱	3	√ <i>y</i>	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キ石、不良石炭、粉かす	・ユーポラのノロ、ボタ、不良鉱
	(10)	が	れき	類	工作物の新築、改築又は除去にとも 片、レンガの破片その他これに類す	
	(11)	動	物のふん	尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚 のふん尿	そ・めん羊・山羊・にわとりなど
令	(12)	動	物の死	体	畜産農業から排出される牛・馬・豚 の死体	3. めん羊・山羊・にわとりなど
	(13)	ば	V, [h	大気汚染防止法に定めるばい煙発生廃アルカリ、廃プラスチック類にた紙くず若しくはPCBが付着し、 施設において発生するばいじんであ	掲げるものでPCBが塗布され 又は封入された金属くずの焼却
	(14)	上記	(1)~(6)及び(1)~(12)	に掲げる	産業廃棄物を処分するために処理したものであって	て、これらの産業廃棄物に該当しないもの

	利	重	類	内
		(1)	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
		(2)	廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
		(3)	廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の著しい腐食性を有する廃 アルカリ
政	特別	(4)	感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの 注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が 含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれ のある産業廃棄物
	管	(5)	特定有害産業 廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	官		① 廃 PCB 等	廃 PCB や PCB を含む廃油
	理		② PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込んだ紙くず PCB が染み込んだ木くず、繊維くず PCB が付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器く ず
	産		③ PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	業廃		④ 廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出され
				るプラスチックシート等の用具・器具
乗 物のうち、一定のものであって、有害物質(*)について、厚生 準に適合しないもの				
令	物		鉛又はその PCB、トリ 化炭素、1 ロエチレン	ル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 D化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、 リクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩 ,2 - ジクロロエタン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロ 、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジク ペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又 合物

表 4-1-13 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況(平成 22 年度推計値) (単位:千トン/年)

種 類	排出	出量	再生和	刊用量	中間処理に	よる減量化量	最終処	见分量
燃え殻	0	100%	0	_	0	_	0	_
汚 泥	799	100%	95	12%	674	84%	30	4%
廃油	12	100%	3	28%	9	71%	0	1%
廃酸	8	100%	3	40%	5	60%	0	0%
廃アルカリ	3	100%	1	19%	2	81%	0	0%
廃プラスチック類	46	100%	30	66%	4	10%	11	24%
紙くず	7	100%	7	99%	0	1%	0	0%
木くず	43	100%	38	90%	3	7%	1	3%
繊維くず	2	100%	0	15%	1	75%	0	10%
動植物性残渣	8	100%	2	26%	5	68%	0	6%
ゴムくず	0	100%	0	0%	0	0%	0	100%
金属くず	22	100%	20	92%	0	0%	2	8%
ガラス陶磁器くず	48	100%	28	59%	15	32%	4	9%
鉱さい	6	100%	1	23%	0	0%	4	77%
がれき類	352	100%	333	95%	0	0%	19	5%
動物ふん尿	178	100%	178	100%	0	0%	0	0%
その他	5	100%	2	32%	2	44%	1	24%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

※四捨五入の影響で合計や百分率が合わないことがある。

表 4-1-14 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況 (平成 22 年度推計値) (単位: 千トン/年)

種 類	排占	出量	再生和	刊用量	中間処理に。	よる減量化量	最終如	几分量
農業	179	100%	178	99%	0	0%	1	1%
鉱業	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
建 設 業	411	100%	386	94%	4	1%	21	5%
製 造 業	216	100%	141	65%	59	27%	16	7%
電気・水道業	698	100%	20	3%	651	93%	27	4%
情報通信業	0	100%	0	100%	0	0%	0	0%
運 輸 業	2	100%	1	49%	0	21%	1	30%
卸・ 小 売 業	22	100%	12	54%	3	16%	7	30%
医療・福祉	4	100%	0	6%	3	76%	1	17%
サービス業	3	100%	2	57%	0	8%	1	36%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

※四捨五入の影響で合計や百分率が合わないことがある。

表 4-2-1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況 (平成26年3月末時点)

(1) 新エネルギーの導入状況(クリーンエネルギー自動車以外)

(조선 등 보기는 전)
변설 전 전보 보고
安介は 智等を含まりと
会員前 日全元次の報酬 100.072
会員者 発表式の報告にクラー素) (1957) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本
の点件 19条次の開始によった。 0009
公共の
会点の 会人の対象を担います。
会点性 名名公園
大和田田田 日を先元を経済等極 1926 大和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
(公共の本語の行き
(会員)
接方性 グラム・カイト
(新州市
関係市
国政性
宇空郎 安正原法文学 ドレ 5 自会元流部後、国門野江外館 5 自会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部後、国門野江外館 日会元流部を 日会元流部を 日会元流部を 日会元流部を 日会元流部を 日本元流部を 日本元流和の 日本元流元の 日本元元元の 日本元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元元の 日本元元の 日本元元元の 日本元元の 日本元の 日本元元の 日本元の 日本元元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元の 日本元元の 日本元元の 日本元元の 日本元の 日本元
字形性 日発元が国際は (学校の一の世界が内が内がの)
安田 日金元は田田 現田野にお願 田本品 工程をディー
開発性 の最近報告との一 00028
河舎町 日外北大道路線(センター線) 17度 176
古野町 四多大工部版
古野町 白を大式原産組 (ナンー 展) 日本を大式原産組 (大阪) 日本を大式原産組 (大阪) 日本を大式原産組 (大阪) 日本を大式原産機 (大阪) 日本 (大阪) 日本 (大阪) 日
古野町 自発元式を展示後 28
大田村 他企大電産長期の模 28 28 28 28 28 28 28 2
天川村 現内学的公衆トイレ 1
下北川村 日発光で電光影響板
下型山村 現場公舎トイレ
上北山村 大会・展ビジターセンター
上北山村 九台・原名大阪 1
上北山村 自発光式解析系形核
田上村 1条光光電光振示板
会良県水道局 師所市 会良県御将か本場 790 多輪品シリコン大陽電池 (6272ml) 最大批为789kW
会良市 会良養養寒や (大陽電池時計)
会良市 会良本産高校(大陽電池時計) 0.002 0.002kw
会良市 会良高校(大陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 会良市 母庭家族(大陽電池時計) 0.002
奈良市 四の京高校(大陽電池時計) 0.002 切の25kw
奈良市 平城高校 (太陽電池時計) 0.002 0.002kw
奈良市 登乗・丘高校(大陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能
奈良市 山辺高校大陽電池時計)
奈良市 奈良東養護学校(太陽電池時計) 0.1kw 奈良市 奈良東養養学校 25ララフ・ファーム「おくりく」 0.11 太陽電池 単結晶 出力 110w 審電池容量105Ah×2 奈良市 奈良養養学校 80 規模が小さいため、発電量測定不能 大和部山市 部山高校 (太陽電池時計) 0.05kw 種原市 種原高校 (太陽電池時計) 0.05kw 種原市 種原高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青海高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青海高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 事能市 奈良北高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 事能市 春芝高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 事能市 奈良北高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 事能市 大字能高校 (太陽電池時計) 現場が小さいため、発電量測定不能 事能市 大字能高校 (太陽電池時計) 現場が小さいため、発電量測定不能 直線時 上牧町 現場が小さいため、発電量測定不能 直線市 大波高校 (太陽電池時計) 0.05kw 直球車 上牧町 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西東国産港校 (太陽電池時計) 0.05kw 直域財産 (大澤電池時計) 現場が小さいため、発電量測定不能 本校 (大陽電池時計) 現場が小さいため、発電量調定不能 上牧前 (大澤電前 地手) 現場が小さいた
奈良市 会良東震学校:ジュラシァク・ファーム「かくかく」 0.11 太陽電池 単結品 出力 110w 常電池容量105Ah×2
奈良市 奈良養護学校 80 規模が小さいため、発電量測定不能 大和高田市 大和高田市 (大福電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 (3基) 0.05kw 2.2基 種原市 種原高校 (太陽電池明計) 0.08kw 2.2基 種原市 種原高校 (太陽電池明計) 規模が小さいため、発電量測定不能 (3基) 現模が小さいため、発電量測定不能 (3基) 現模が小さいため、発電量測定不能 (3基) 現模が小さいため、発電量測定不能 御所市 御所市 御所市 海海高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青海高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 第年高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 整生昇高高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ** 学吃市 ** 禁止高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ** 学吃市 ** 大字吃高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ** 「全部市 等地高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ** 「全地市 连身間際高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ** 「全地市 近端町 高取国際高校 (太陽電池時計) 0.05kw 別報と呼応校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 現機が小さいため、発電量測定不能 現機が小さいため、発電量測定不能 現機が小さいため、発電量測定不能 別様のが小さいため、発電量測定不能 本は 日本記述 本述 音楽
大和高田市 高田高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能
大和郡山市 福店商校 (太陽電池時計)
機原市 機原高校 (太陽電池時計)
種原市 種原高校 (太陽電池照明灯) 現機が小さいため、発電量測定不能 (3基) 五條市
標原市 橿原高校 (太陽電池照明灯) 規模が小さいため、発電量測定不能 (3基) 五條市 五條高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青翔高校 (太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青翔高校 (太陽電池時計)
奈良県教育委員会 五條市 五條高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 御所市 行期高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青翔高校(寒門照明灯) 世駒市 春泉北高校(太陽電池時計) 香芝市 香芝高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 字陀市 大字陀高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 運場町 法隆寺国際高校(太陽電池時計) 0.05kw 画取町 高取町 高取取局高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 1 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 1 大淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 大淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 小流町 大流町 (大澤電社を発生) 1 小流町 大流町 (大澤・路側式可受標識を発生) 1 奈良市 認定こども園都杉保育園 10 太陽電池だ」が、より56枚、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池が、より56枚、接着、ボー・アンディル、上、大売業置出力10kw
御所市 御所支業高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 御所市 青翔高校 (太陽電池時計)
御所市 青翔高校 (太陽電池時計)
#
生駒市 奈良北高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 宇陀市 香芝高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 宇陀市 大字陀高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 ・ 変越町 法隆寺国際高校(太陽電池時計) 0.05kw
香芝市 香芝高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 字陀市 核生昇陽高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 変鳩町 法隆寺国際高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 斑鳩町 建陸寺国際高校(太陽電池時計) 0.05kw 田原本町 高取町 高取町高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 工寺町 王寺町 五寺工業高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 人淀町 大淀高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 日本 大淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 大淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 日本 大流高校 (太陽電池時計) 1 0.5kw 日本 大流高校 (太陽電池時計) 1 0.5kw 日本 大流高校 (太陽電池時計) 0.1kw 1 本津川 十津川村 1 1 奈良県 自発光式道路標識1個 出力:57W 蓄電池容量88Ah 名称:路側式可受標識 奈良県 奈良市 認定こども関都が保育園 10 太陽電池が、2 は56枚、接着れ、7・アンディル、大のブルー、表示装置 出力10kw
字陀市 榛生昇陽高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 字陀市 大字陀高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 斑鳩町 法隆寺国際高校(太陽電池時計) 0.05kw 西取町 高取町 高取町高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 王寺町 王寺工業高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 1 0.1kw 十津川村 十津川高校(アラ・照明、アラ・電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県 自発光式道路標識181個 出力: 5.7W 蓄電池容量5.5Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可受標識 奈良界 奈良市 認定こども関都杉保育園 10 太陽電池ゼン・4/56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ゼン・4/56枚)、接続箱、パワ・コディル・コー、表示装置 出力10kw
字陀市 大字陀高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 遊鳩町 法隆寺国際高校(太陽電池時計) 0.05kw 田原本町 磯城野高校(太陽電池時計) 1 直取町 高取町 高取国際高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 工寺町 王寺正業高校(太陽電池時計) 1 大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 1 小淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 小淀町 大流高校(太陽電池時計) 1 小流町 十津川寿(少-5-照明, ケ-5-電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 無明: 著電池容量85Ah 名称: 路側式自発光標識 出力: 5.7W 蓄電池容量85Ah 名称: 路側式自発光標識 奈良県 路側可変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量35Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 奈良市 認定こども園都祁保育園 10 太陽電池が、1-4/56枚)、発電量表示バネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池が、1-4/56枚、接続箱、n*ワ-エボ・ジュー、表示装置 出力10kw
田原本町 磯城野高校 (太陽電池時計)
高取町 高取国際高校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 王寺町 王寺工業高校(太陽電池時計) 1 大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 0.1kw 十津川村 十津川高校(ツ-ラ・照明、ソーラ・電波時計) 照明:蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県 自発光式道路標識181個 出力:57W 蓄電池容量88Ah 名称:路側式自発光標識 奈良県 路側で表式道路標識56個 車結晶 蓄電池容量35Ah 最大出力110mA 名称:路側式可変標識 奈良市 認定こども関都祁保育園 10 太陽電池ジュール(56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ジュール(56枚)、接続箱、パワーエディジョナー、表示装置 出力10kw
上牧町 西和養護学校(太陽電池時計) 規模が小さいため、発電量測定不能 王寺町 王寺工業高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 0.1kw 十津川村 十津川高校(ソーラ・照明、ソーラ・電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県 自発光式道路標識181個 出力: 5.7W 蓄電池容量88Ah 名称: 路側式自発光標識 奈良県 路側で変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量55Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 奈良市 認定こども園都将保育園 10 太陽電池ジュール(56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ジュール(56枚)、接続箱、パワーエディジョナー、表示装置 出力10kw
王寺町 王寺工業高校(太陽電池時計) 1 0.5kw 大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 0.1kw 十津川村 十津川高校(ツラ・照明、ソラ・電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県 自発光式道路標識181個 出力: 5.7W 蓄電池容量8.8Ah 名称: 路側式自発光標識 常良県 路側可変式道路標識56個 奈良県 路側可変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量5.5Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 常良市 奈良市 認定こども園都祁保育園 10 太陽電池ゼン*×4/56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ゼン*×4/56枚)、接続箱、パワ・コボージャナー、表示装置 出力10kw
大淀町 大淀高校(太陽電池時計) 0.1kw 十津川村 十津川高校(ツ-ラ-照明、ツ-ラ-電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県警察本部 奈良県 自発光式道路標識18個 出力: 5.7W 蓄電池容量8.8Ah 名称: 路側式自発光標識 奈良県 路側可変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量3.5Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 奈良市 認定こども園都祁保育園 10 太陽電池ゼンュル(56枚)、発電量表示バネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ゼンュル(56枚)、接続箱、パワ・エカデ (ショナ・、表示装置 出力10kw
十津川村 十津川高校(ツ-ラ-照明、ツ-ラ-電波時計) 照明: 蓄電池容量12V-114Ah 出力120W 奈良県 育良県 自発光式道路標識181個 出力: 5.7W 蓄電池容量8.8Ah 名称: 路側式自発光標識 奈良県 路側可変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量3.5Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 奈良市 認定こども園都祁保育園 10 太陽電池ゼンュー域56枚)、発電量表示バネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ゼンュー域56枚)、接続箱、パワーエガージョナー、表示装置 出力10kw
奈良県警察本部 奈良県 自発光式道路標識181個 出力:5.7W 蓄電池容量8.8A h 名称:路側式自発光標識 奈良県
奈良県警察本部 奈良県 路側可変式道路標識56個 単結晶 蓄電池容量35Ah 最大出力110mA 名称: 路側式可変標識 奈良市 認定こども園都祁保育園 10 太陽電池ゼン 4/56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ゼン 4/56枚)、接続箱、パワ-コンデイショナー、表示装置 出力10kw
奈良市 認定こども関都将保育園 10 太陽電池ギジュール(56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v 奈良市 中央消防署 10 太陽電池ギジュール(56枚)、接続箱、パワーエディジョナー、表示装置 出力10kw
奈良市 中央消防署 10 太陽電池モジューM(56枚)、接続箱、パワーコンデイショナー、表示装置 出力10kw
奈良市 都将7政センター 10 太陽電池ジュー版56枚)、太陽電池ジュー城1枚)、パワーエデージョーが10kw 1台)、表示装置(1
奈良市 梅の郷月ヶ瀬温泉施設 20
奈良市 奈良市保健所・教育総合センター 10
奈良市 奈良市南福祉センター 10 10kw×1基
奈良市 水道局 40 太陽電池ジュール(224枚) 1 枚当たり発電能力180W、パワンディシオ、地絡通電圧継電器、表示用モニタ・
奈良市 市立奈良病院 10 太陽電池ゼンューが56枚)、パワーコンデイショナー、日射計、気温計、データ収集装置、表示装置 出力10k
奈良市 西消防署 10 太陽電池む 3-4/G6枚)、接続箱、パワーコンデ イショナ・表示装置 出力10kw

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施 設 名 称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	設 備 概 要
		奈良市	椿井小学校	10		
	た白士塾去禾日ム	奈良市	済美小学校 在自志立宣抚第二十中学校	10		
	奈良市教育委員会	奈良市	奈良市立富雄第三小中学校 青和幼稚園	10		
		奈良市	都祁中学校	10		
	大和高田市	大和高田市	総合福祉会館	25		モジュール:195W×130枚=25.35 k W パワーコンテ゚イショナー:10 k W×3台
	八和尚田川	大和高田市	土庫こども園	5		モジュール:180W×28枚=5.04 k W パワーコンディショナー:5.5 k W×1台
	天理市	天理市	天理市上下水道局	20		結晶系20 k w 太陽電池モジュール 接続箱 インバーターデータ集積装置 表示装置
		天理市	二階堂小学校体育館	2		
	天理市教育委員会	天理市	井戸堂小学校	5		
	山辺広域行政事務組合	天理市 天理市	標本小学校 消防本部·天理消防署	6		蓄電池なし
	144704-4411-64-3-30-48-11	橿原市	橿原市営香久山墓園	10		ジリコン太陽電池最大出力51W 蓄電池容量150Ah 照明蛍光灯18W 設置基数5基
	ANN TOTAL	橿原市	橿原市浄化センター	53		太陽電池容量 53kw以上
	橿原市	橿原市	(仮称) 橿原市消防団拠点施設	30		多結晶30 k w - 蓄電池容量3.2 k w h × 2台
		橿原市	橿原市観光交流センター	10		多結晶シリコン太陽電池(180W×56枚)、パワーコンデイショナー、液晶表示装置、データ収集装置、計測監視装置等
		橿原市	金橋小学校	60		太陽光電池もジュール、パワーコンディショナー(6基)、液晶表示装置(3基)、データ収集装置、接続箱
	橿原市教育委員会	橿原市	耳成西小学校	30		太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー (3基)、液晶表示装置 (2基)、データ収集装置、接続箱 太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー (2基)、液晶表示装置 (1基)、データ収集装置、接続箱
		橿原市 桜井市	橿原市子ども総合支援センター 桜井小学校	19		太陽儿电池t7 x 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	桜井市	桜井市	高齢者総合福祉センター	49		
		五條市	五條市消防本部・五條消防署	18		蓄電池無し
	五條市	五條市	五條小学校屋内運動場	50		
		五條市	衛生センター	15		発電量:245kW×60枚=14.7kW 発電量は施設内自家消費
	五條市教育委員会	五條市	五條西中学校	50		
		五條市	五條小学校屋内運動場	50		
	御所市	御所市	葛小学校 中学校	10		単結晶10kw 太陽光モジュール、接続箱、パワーコンディショナー、データ収集装置
		御所市 生駒市	葛上中学校 老人保健施設 優楽	10		太陽電池 34.2㎡(1.14㎡×30枚) 最大出力5kw
		生駒市	RAKU-RAKUはうす	3		単結晶 出力:3kw 太陽光電池もジュール、インバーター
	生駒市	生駒市	北コミュニティセンター ISTA	30		多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量30kw インバーター容量30kw
		生駒市	南コミュニティセンター	4		結晶系太陽電池 容量4kW インバーター容量4kW 啓発用カラーモニター
		生駒市	俵口小学校	10		単結晶10kw 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置
	生駒市教育委員会	生駒市	生駒中学校	20		20kW
		生駒市	図書会館	20		20kW
	香芝市	香芝市	市役所庁舎	60		ツ-ラ-バネル 多結晶60kw 太陽光ゼ/ュール、系統連携整維統箱、気象観測機器(日射系)、インバーター、データ計測装置
	香芝市教育委員会	香芝市 葛城市	香芝市立香芝北中学校 福祉総合ステーション	50		単結晶50kw 太陽電池ジェル、系統連系盤継続箱、気象計測機器 (日射計)、ババーサー、デーサ計測装置、蓄電池 モジュール:195W×16枚、蓄電池容量 20Ah 余剰電力を売電
	葛城市	葛城市	新庄小学校付属幼稚園	10		こうユール・1950Wへ10次、管电池行星 20月11 宗利电力を元电
		葛城市	寺口ふれあい集会所	4		モジュール:195W×20枚、蓄電池容量 20Ah 余剰電力を売電
	葛城市教育委員会	葛城市	歷史博物館	20		
	宇陀市	宇陀市	宇陀市役所	40		多結晶太陽電池 三相三線式200V 4 0kw(120wp×336枚)
	宇陀市教育委員会	宇陀市	大宇陀幼児園	10		交流三相三線式202V 10kw
	11.705.1.1	宇陀市	大字陀小学校	10		交流三相三線式6600V 10kw
	山添村	山添村 平群町	山添中学校 平群中学校	40		発電: 最大発電量 40kw 売電: 余剰電力を売電 太陽電池容量19.798kw パワーコンディショナー容量20kw(10kw×2)
	平群町教育委員会	平群町	平群北小学校	20		太陽電池式FM電場時計
		三宅町	三宅町保健福祉施設あざさ苑	8		発電:8kw×2基 売電: 余剰電力を売電
	三宅町	三宅町	三宅小学校	8		発電:8 k w × 2 基 売電: 余剰電力を売電
	三郷町	三郷町	三郷町福祉保健センター	28	_	
			しきのみちはせがわ展望公園第3号みちくさ広場			電圧6.8V 450mW 蓄電池容量1,300mAh
	田原本町	田原本町	しきのみちはせがわ展望公園第4号えのき広場			電圧6.8V 450mW 蓄電池容量1,000mAh
		田原本町田原本町	しきのみちはせがわ展望公園第5号すいせんの丘 しきのみちはせがわ展望公園第7号森と泉の広場			電圧4.5V 530mW 蓄電池容量4.0Ah 電圧6.0V 700mW
	曾爾村教育委員会	由原本司 曽爾村	自爾小学校 (太陽電池時計)			単圧6.0V 700mW 多結晶シリコン素子
	上牧町	上牧町	自発光式道路鋲(センター鋲)			50基
		上牧町	上牧小学校	25		屋上設置 太陽電池容量25kw インバーター容量30kw(10kw×2台)
	上牧町教育委員会	上牧町	上牧第三小学校	25		屋上設置 太陽電池容量25kw インバーター容量30kw(10kw×3台)
		上牧町	上牧第2中学校	25		屋上設置 太陽電池容量25kw インパーケー容量30kw(10kw×3台)
	広陵町	広陵町	広陵町総合保健福祉会館	5		太陽光発電モジュール 集熱面積: 0.96㎡×40枚
	大淀町教育委員会	大淀町	大淀中学校	50		校舎屋上設置 (10kW×5基)
	東吉野村教育委員会	東吉野村東吉野村	東吉野村立東吉野中学校 東吉野村立東吉野小学校	10		10kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、計測監視装置等 40kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、計測監視装置等
		太陽光発電 計		2,290	0	マロルロ 小商儿元电 ビンユール、ハ・ハーコンノインコノー、川側重視衣画寺
			大和高田市立病院			集熱面積:465.6㎡(1.94㎡×240枚) 蓄熱槽容量:20㎡
太陽熱利用	大和高田市		大和高田市立病院			正面ロータリーソーラー街路灯2基
八吻恋利用	三郷町	三郷町	老人福祉センター			集積面積:150m'(2m'×80枚) 蓄熱槽容量:6m' 利用温度:45℃ ソーラー給湯システム
	上牧町	上牧町	保健福祉センター			平板型選択吸収膜付 保有水量 15% 有効集熟面積 194mi 最高使用圧力 10kg/cmi 本体寸法 1,000×2,030×95mm 重量 (清水時)
		太陽熱利用 計		0	0	
	奈良市	奈良市	奈良市大宮児童館	10 200		
コジェネレーション	奈良市	奈良市	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内施設 奈良市総合福祉センター	70		70kw × 1
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽	9.8		9.8kw×1
	野迫川村	野迫川村	ホテルのせ川	30		
		コジェネレーション		320	0	
廃棄物熱利用	奈良県	宇陀市	奈良県畜産技術センター		11,264	ベレットストーブ1台
- Julyan Paristra Mil	奈良県	御杖村	奈良県畜産技術センター研究開発第二課		22,528	ベレットストーブ2台

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施設名称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	設 備 概 要				
	大和高田市	大和高田市	クリーンセンター		340,000	170,000kcal/h×2基				
	桜井市	桜井市	桜井市グリーンパーク	1,990		最大発電量 1990kw×1基				
廃棄物熱利用	生駒市	生駒市	清掃センター		1,000,000	500,000kcal/h×2基				
施来初热利用	香芝・王寺環境施設組合	香芝市	ごみ焼却 (美濃園)		12,900	温水発生器 2 基、6,450kcal/h× 2 基				
	三郷町	三郷町	清掃センター		100,000	5 0, 0 0 0 k cal/h×2基				
	田原本町	田原本町	田原本町清掃工場		400,000	200,000kcal/h×2基				
		廃棄物熱利用	計	1,990	1,886,692					
	奈良県	大和郡山市	奈良県浄化センター		919,780	熱利用: 650,000kcal/h × 3基(消化ガスを消化槽の加温用に利用)				
	奈良県教育委員会	田原本町	磯城野高校			バイオディーゼル燃料精製装置 製造能力MAX60L/バッチ				
バイオマス利用	奈良市	奈良市	奈良市衛生浄化センター	5,000		メタン発酵槽よりの発生ガスをメタン発酵槽等の加温用熱源として利用				
7114 1 人們用	生駒市	生駒市	衛生処理場「エコパーク21」		1,950,000	発電機420V (70kw) * 1/5- 最高使用圧力 0.98MPa (10kg/cm) 最大蒸発量 (換算値) 0.6t/hr				
	橿原市	橿原市	クリーンセンターかしはら	70		焼却炉 8 5 t /日×3 基 蒸気タービン (最大発電量 5000kw) ×1 基 廃熱ボイラー (最大蒸気発生量 38t/h) ×3 基				
	山添村	山添村	茶の里 映山紅		13,750	薪ストーブ 1基				
		バイオマス発電	1. 熱利用 計	5,070	2,883,530					
	生駒市	生駒市	山崎浄水場	40		①発電出力 40 k W ②年間推定発電量 350,400 k W / 年 ③年間 C O ² 削減量 108,000 k g				
小水力発電	奈良県水道局	桜井市	桜井浄水場	197						
1-71-77-76-16	奈良県水道局	御所市	広域水道センター (御所浄水場)	40		水車発電 最大出力 4 0 k w				
	下北山村	下北山村	小又川発電所	98						
		小水力発電 計		375	0					
	奈良県教育委員会	奈良市	奈良養護学校:風と太陽と花の家	1		風力発電装置 出力 400w × 2				
	奈良県教育委員会	御所市	御所実業高校(風力発電設備)			規模が小さいため、発電量測定不能				
風力発電	奈良県教育委員会	田原本町	磯城野高校			風車、発電機 出力0.3w 鉛蓄電池容量50A				
	奈良県教育委員会	王寺町	王寺工業高校 (風力発電装置)			規模が小さいため、発電量測定不能				
	野迫川村	野迫川村	鶴姫風力発電施設「みらい・ゆめ・きぼう」	60						
		風力発電 計		61	0					
		合計		10,106	4,770,222					

(2) 新エネルギーの導入状況 (クリーンエネルギー自動車)

1645	市宏十什々	導入台数	導入年度	別内訳	田 冷			
種類	事業主体名	合計	平成24年度以前	平成25年度	用 途			
	奈良市	4	4	0				
エレムなナ	橿原市	1	1	0	庁用車 (リース契約)			
電気自動車	生駒市	0	0	0	7,7717 (7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	広陵町	1	1	0	乗用車1台			
電気自動車 計	Alxin	6	6	0	76/11-1-1			
心 八口奶干 时	奈良市	0	0	0				
プラグインハイブリッド車	生駒市	1	0	1				
/// I • / · · I / / / / I ∓	葛城市	1	1	0	乗用車1台			
プラグインハイフ		2	1	1	木川平1 日			
777147	奈良市	14	14	0				
	大和高田市	2	1	1	乗用車			
	天理市	3	3	0	乗用車2台、塵芥車1台			
	橿原市	4	4	0	庁用車			
	桜井市	3	3	0	Amt e A			
	五條市	5	5	0	乗用車5台			
	御所市	1	1	0	市長公用車			
	生駒市	2	2	0				
	香芝市	3	3	0	塵芥車2台、乗用車1台			
	葛城市	1	1	0	乗用車1台			
	宇陀市	2	2	0	乗用車2台			
	山添村	1	1	0	乗用車1台			
	平群町	1	1	0	乗用車1台			
ハイブリッド車	三郷町	1	1	0				
	三宅町	2	2	0	乗用車2台			
	曽爾村	1	1	0	乗用車1台			
	明日香村	2	2	0				
	王寺町	2	2	0	乗用車1台、ゴミ収集車1台			
	広陵町	3	1	2	乗用車3台			
	吉野町	3	3	0	町長車、議長車、公用車			
	黒滝村	3	3	0	乗用車3台			
	天川村	3	3	0	水川中で日			
	野迫川村	1	1	0				
	十津川村	3	2	1	乗用車3台			
		3 1	1	0	乗用車			
	下北山村							
	川上村	2 2	2	0	乗用車2台			
. / - 11 1e ±	東吉野村							
ハイブリッド車		71	66	5	表用すりた。 W > 四色 すぎりた			
	奈良市	54	54	0	乗用車2台、ゴミ収集車52台			
天然ガス自動車	橿原市	1	1	0	庁用車			
	桜井市	1	1	0				
天然ガス自動車	計	56	56	0				
	大和高田市	2	2	0	ゴミ収集車			
	橿原市	2	2	0	ゴミ収集車2台			
バイオディーゼル燃料	五條市	2	2	0	作業用重機1台、パッカー車1台			
自動車	御所市	3	3	0	ゴミ収集車			
日勁平	生駒市	1	1	0				
	香芝市	2	2	0	市公共バス1台、塵芥車1台			
	田原本町	1	1	0	ゴミ収集車1台			
バイオディーゼル		13	13	0				
合	計	148	142	6				

表 7-1-1 公害苦情調査結果 (平成 24 年度)

							- ` ` ·		十八											
			受		理		解	決						類 別		情 件	数	ı		
市	町村:	名		ı	I						典	型	7	7	公	害			7公害以	以外
			新規 受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	大気 汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計	廃棄 物投	その他	合計
奈	良	市	136	0	5	140	0	1	0	35	21	0	36	3	0	38	133	0	8	8
	旧高日		36	0	0	27	2	0	7	9	1	0	4	1	0	9	24	1	11	12
	口郡口	山市	74	0	0	71	1	0	2	17	1	0	0	0	0	1	19	1	54	55
天	理	市	77	0	0	77	0	0	0	18	8	0	3	0	0	4	33	44	0	44
橿	原	市	37	0	0	36	0	0	1	9	8	0	8	0	0	9	34	1	2	3
桜	井	市	118	0	0	118	0	0	0	18	12	0	3	1	0	1	35	83	0	83
五.	條	市	102	0	0	92	10	0	0	16	6	1	4	1	0	10	38	46	18	64
御	所	市	38	0	0	13	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	13	25	38
生	駒	市	24	0	0	14	0	0	10	5	8	0	4	0	0	7	24	0	0	0
香	芝	市	70	0	4	66	0	8	0	13	1	0	8	1	0	2	25	49	0	49
葛	城	市	152	0	0	96	3	0	53	18	2	0	6	0	0	9	35	64	53	117
宇	陀	市	27	0	0	23	0	0	4	6	2	0	0	0	0	1	9	18	0	18
市	<u>合</u>	<u>計</u>	891	0	9	773	16	9	102	164	70	1	76	7	0	91	409	320	171	491
山	添	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平	群	町	5	0	0	3	0	1	1	1	0	0	2	1	0	0	4	1	0	1
三	郷	町	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22
斑	鳩	町	13	0	0	13	0	0	0	5	4	0	1	0	0	1	11	2	0	2
安	堵	町	8	0	0	0	1	0	7	0	1	0	0	0	0	0	1	1	6	7
三	西	町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	宅 本	町	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 2	15	0	0	3
田 月	原本爾	町 村	18	0	0	18	0	0	0	7	0	0	3	3	0	0	0	0	3	0
	- M - 杖	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御高	取	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	 日 香		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上	牧	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王	寺	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広	陵	町	7	0	0	6	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5	1	1	2
河	合	町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
吉	野	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大	淀	町	10	0	0	10	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	6	4	0	4
下	市	町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒	 滝	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天	Л	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<u></u> 迫 川		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津川		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北山		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北山		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ш	上	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	吉 野		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡	部	計	85	0	0	74	2	1	8	20	5	0	7	4	0	6	42	31	12	43
	町村		976	0	9	847	18	10	110	184	75	1	83	11	0	97	451	351	183	534
	幾関슄		67	0	0	63	3	0	1	13	25	0	1	0	0	10	49	17	1	18
	全	体	1,043	0	9	910	21	10	111	197	100	1	84	11	0	107	500	368	184	552

(単位:件)

			典	型	7	7	公	害		典型		
年	度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌	地盤	小計	7公害以外の	合計	
		汚染	汚濁	例出 日	7次到	心关	汚染	沈下	/1,11	苦情		
平成 2	0年度	229	178	62	4	116	3	0	592	560	1152	
平成 2	1年度	248	164	85	9	123	3	0	632	528	1160	
平成 2	2年度	221	118	93	7	102	0	0	541	441	982	
平成 2	3年度	198	123	74	7	83	2	0	487	460	947	
平成 2	4年度	195	99	81	11	104	1	0	491	552	1043	

表 7-1-3 典型 7 公害の発生源別苦情 (新規受理) 件数 (平成 24 年度) (単位:件)

			<u> </u>	型	7	公		<u> </u>	
区 分	計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低周波	振動	地盤 沈下	悪臭
公害等の主な発生原因	491	195	99	1	81	2	11	_	104
焼 却 (施 設)	35	30	_	_	_	_	_	_	5
産業用機械作動	32	6	1	_	22	1	1	_	2
産 業 排 水	18	1	14	_	_	_	_	_	3
流出·漏洩	51	1	38	_	_	_	_	_	12
工 事・建 設 作 業	46	9	2	_	28	_	6	_	1
飲 食 店 営 業	11	_	2	_	6	_	_	_	3
カラオケ	2	_	_	_	2	_	_	_	_
移 動 発 生 源 (自動車運行・鉄道運行 ・航 空 機 運 航)	4	1	_	_	1		2	_	_
廃 棄 物 投 棄	6	_	3	_	_	_	_	_	3
家 庭 生 活 (機器・ペット・その他)	43	2	7	_	4	_	-	_	30
焼 却 (野 焼 き)	146	142		_	_	_	_		4
自 然 系	13	_	7	1	_	_	_	_	5
そ の 他	44	2	2	_	15	_	1		24
不明	40	1	23	_	3	1	1	_	12

表 7-1-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

事 件 名	事件の概要	処理状況
昭和56年(調)第1号事件(昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2 工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5 年4 月5 日調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調) 第1 号事件への参加申立て	昭和61年11月8日調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働 及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工 場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、 工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2 年(調) 第1 号事件 (平成2 年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり 農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取 下
平成2 年(調) 第2 号事件 (平成2 年12月25日受付)	平成2 年(調) 第1 号事件への参加申立て	II.
平成3 年(調) 第1 号事件 (平成3 年1 月30日)	昭和56年(調) 第1 号事件への参加申立て	平成5 年4 月5 日調停成立
平成3 年(調)第2 号事件 (平成3 年3 月18日)	II	II
平成3 年(調) 第4 号事件 (平成3 年7 月8 日受付)	n	,,
平成3 年(調) 第5 号事件 (平成3 年9 月2 日受付)	n	II.
平成3 年(調)第6 号事件 (平成3 年9 月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5 年3 月26日 調停打切り
平成4 年(調) 第1 号事件 (平成4 年12月18日受付)	昭和56年(調) 第1 号事件への参加申立て	平成5 年4 月5 日調停成立
平成6 年(調)第1 号事件 (平成6 年3 月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の 投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場へ の立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書 面を交付することを求める。	平成6 年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9 年4 月22日 調停打切り

事 件 名	事件の概要	処 理 状 況
平成11年(調) 第1 号事件 (平成11年11月24日受付)	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート 擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日調停成立
平成12年(調) 第1 号事件 (平成12年4 月12日受付)	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8 月24日 取下
平成15年(調) 第1 号事件 (平成15年8 月26日受付) 平成17年(調) 第1 号事件 (参加申立て) (平成17年4月20日受付)	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するととも に、施設の稼動に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生 活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転する ことを求める。	平成17年12月26日 調停成立
平成20年(調) 第1 号事件 (平成20年2 月27日受付)	本件処分場の西側境界に設置したコンクリート側溝の原状回復、西側境界の明示、境界線西側でのボーリング調査、本件処分場の西側に所有する土地を産業廃棄物処分場として使用しないことを求める。	平成20年9月3日 取下
平成20年(り) 第1 号事件 (平成20年9 月3 日受付)	平成11年(調) 第1 号事件の義務履行勧告申出	

【環境用語の解説】

ア

ISO14001シリーズ ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部:スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界164か国が加盟している。

アイドリング 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NOx等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

赤潮 プランクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

悪臭 物質特有のにおいを持っている化合物は 40万種にも達するといわれているが、悪臭を発 生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含 む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。 悪臭防止法では22の物質を規制物質として定め ている。環境省では、現在指定されている悪臭 物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査 検討を行っている。

アスベスト 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

1

硫黄酸化物(SOx) 石油や石炭などの硫黄 分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫 黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト などの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考 えられているものの大部分を占めている二酸化 硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜん そくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素 (CO) 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第 22 条 に基づき、大気汚染の状況を常時監視している 測定局のこと。

一般廃棄物 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ(一般廃棄物)まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

ウ

ウィーン条約 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

上乗せ基準 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの(「横だし」と呼ばれる。)をも含めて使われる場合がある。

I

エコ・ステーション 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク 環境への負荷が少なく、あるいは 環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択す るときの基準となるように導入され、1990年2 月にスタートした。メーカーや流通業者の申請 を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定 された商品にはマークをつけることが許され る。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公 害防止に配慮していることが必要。エコマーク の許可された商品は、100%古紙のトイレット ペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、 2013年3月末現在で、5228製品にのぼってい る。このようなマークはドイツ、北欧、カナ ダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入 されている。

エコロジー 生物集団間及びそれを取りまく無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近では自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない

学際的な学問領域として発展してきている。



オキシダント(Ox) 大気中の窒素酸化物、 炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこし て生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等 の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの 原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに 刺激を感じたり、頭痛がする。

汚染者負担の原則(PPP: Polluter Pays Principle) PPP: Polluter Pays Principle の欄を参照

オゾン層 地球上のオゾン (O3) の大部分は 成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物 (総称フロン) は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用後、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。

フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火 剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに 四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により 増加する紫外線はUV-B(280~320mm)であ る。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人 間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内 障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下など である。植物に対しても成長阻害、葉の色素の 形成阻害が起きる。 オゾン層保護法 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

汚泥 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のものも含む。

温室効果ガス 大気中の微量ガスが地表面から 放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる 熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象 を温室効果という。赤外線を吸収する気体(温 室効果ガス)には、二酸化炭素(炭酸ガス)、 フロン、メタンなどがある。

力

化学的酸素要求量(COD: Chemical Oxygen Demand) 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

拡大生産者責任 生産者は、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで環境負荷軽減の責任を負うという考え方。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳(Extended Producer Respon-sibility)の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

家電リサイクル 家電リサイクル法 (特定家庭 用機器再商品化法) は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

活性汚泥 多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

環境影響評価 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにすることである。

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、充分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「風音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準にに係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境基本法 環境に関する分野について、国の 政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月 19日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。

「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

環境教育・環境学習 自然と人間活動の関わり について理解と認識を深め、責任のある行動が とれるよう国民の学習を推進すること。

環境月間 昭和48年から、毎年、6月5日からの 1週間を「環境週間」としていたが、平成3年 からは、6月を「環境月間」として環境省、関 係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各 種の普及啓発事業が行われている。

環境の日 環境基本法第10条において、6月5日 を「環境の日」とすることが定められている。 この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

環境マネジメントシステム(EMS) 組織が 自ら環境方針を設定し、計画を立案し (Plan)、それを実施・運用し(Do)、点 検・是正を行い(Check)、見直す(Action) という一連の行為により、環境負荷の低減を継 続的に実施できる 仕組みをいう。



気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の

方向などの検討を行っている。約1000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

気候変動枠組条約 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス(二酸化炭素など)の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む155か国が署名。平成6年3月発効。

規制基準 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

規制地域 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

京都議定書 平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

許容限度 自動車が一定条件で運行する場合に 発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低 減のための自動車単体への規制である。環境大 臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の 保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値 が守られるように考慮しなければならない。

近隣騒音 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称していう。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。



グリーン購入 商品やサービスを購入する際 に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の 視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少な いものを選んで優先的に購入すること。



K値規制 大気汚染防止法において定められた 硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する 排出基準。これは、施設の排出口から排出され た硫黄酸化物について、それが拡散したときの 周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を 定めるものであり、 $q=K\times10-3$ He 2 という 式で表される(q: 硫黄酸化物の量、K: 地域ご とに定められる値、He: 補正された排出口の 高さ)。

K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。



公書 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、 地盤沈下の典型7公害のことである。

公害防止管理者 「特定工場における公害組織

の整備に関する法律」に定められた特定工場に おいて、公害の防止に関する業務のうち技術的 事項を管理する者。事業内容が、①製造業、② 電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいず れかの業種に属する特定工場を設置している者 は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発 生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダ イオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ 異なる公害防止管理者を選任しなければならな い。

公害防止協定 公害防止の一つの手段として、 地方公共団体又は住民と企業の間に締結される 協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域 に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公 害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定 と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利 用されている。

光化学スモッグ 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など 広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接 続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ 地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。

サ

再生紙 OA化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、OA用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた 20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

産業廃棄物税 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために創設された法定外目的税。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取組支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立てる。

酸性雨 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。



資源有効利用促進法 正式には、「資源の有効

な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生 資源の利用の促進に関する法律」を改正したも ので、企業が回収した製品などを再利用するリ サイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制する リデュース、製品や部品などを再利用するリユ ースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量 が多い製品について、省資源・長寿命化の設 計・製造、修理体制の充実などを事業者に義務 づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、 使用済製品から取り出した部品の再使用、分別 回収のための表示なども定めている。また、ス ラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物 の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行 うように義務づけた。

自然公園 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有 し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営 造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一 定の素質条件を有する地域を公園として指定 し、風致景観の保護のため公用制限を行う、い わゆる地域制の公園である。

指定文化財 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、 天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

自動車排出ガス測定局 「大気汚染防止法」に 基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を 常時監視しなければならない。このため設置さ れる測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

循環型社会 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

循環資源 廃棄物処理法に規定された廃棄物、 及び収集、廃棄された物品、または人の活動に 伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

浄化槽 生活排水のうち、し尿(水洗トイレ汚水)と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」(生活雑排水は未処理で放流)と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

振動レベル 振動の加速度レベルに人体の振動 感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。 単位はデシベル (dB)。振動はその方向によ って人体への影響が異なるが、振動規制法で は、公害の対象となる振動の周波数域では人体 が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛 直振動の大きさのみを規制対象としている。

新エネルギー 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

森林環境税 多様な公益的機能を有する森林を 県民全体の環境資源として保全するための新た な取組を推進するため、県民税の特例として平 成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴 収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税 均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の使途は、施業放置林を対象とした強度な 間伐等の整備、荒廃している里山林の整備、森 林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育 の推進などである。



水質総量規制 閉鎖性水域の水質環境基準を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所(工場や下水処理場など)が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量(COD)・窒素・りんが指定されている。

水質総量規制基準 指定地域内事業場(東京 湾、伊勢湾、瀬戸内海の 3水域の流域に立地す る一定規模以上の事業場)から排出される汚濁 負荷量について定める許容限度で、化学的酸素 要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量 について、業種ごとに知事が定める一定の濃度 と工程排水の積から算定される。

水素イオン濃度(pH) 水(溶液)の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7 は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。

セ

生物化学的酸素要求量(BOD: Biochemical Oxygen Demand) 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。教値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

生分解性プラスチック 微生物の働きによって 水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資 材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器に はすでに利用されている。今後はリサイクルの 難しい分野への普及が期待されている。

ゼロ・エミッション(zero emission) 最終 処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。 工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成すれば、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、省資源・省エネルギーにつながるため、コスト削減のメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。



騒音レベル 騒音の大きさ。単位はデシベル (dB) で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正 (A特性補正という。)を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

タ

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB)の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

P C D D は75種類、P C D F は135種類、コプラナーP C B には14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-T C D D の毒性に換算し、毒性等量(TEQ)として表示される。

大腸菌群数 大腸菌のほどんどの種はひとの健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

多量排出事業者「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」において、 ①年間500トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、②資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、③年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、④許可病床数150床 チ

地球温暖化 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃~5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm~88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化防止京都会議 (COP3) 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年(平成9年)12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU(ヨーロッパ連合)など先進国(39カ国)全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

窒素酸化物(NOx) 空気中や燃料中の窒素 分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化 学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒 素(NO₂)は高濃度で呼吸器に悪影響を与える ため、環境基準が設定されている。主な発生源 は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭 の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、 一酸化窒素(NO)が大部分を占めるが、大気 中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。その ため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としてい る。広くは、亜酸化窒素(N₂O)や硝酸ミスト テ

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に 比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天 然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブッリド 自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車など をいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、 大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策 の一つとして期待されており、海外の動向とも あいまって今後は技術開発、制度面の整備が急 速に進み、普及が拡大するものと思われてい る。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境 省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェ アの開催などの施策を行っている。

デポジット制度 製品本来の価格に容器の預かり金(deposit)を上乗せして販売し、容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度。現在、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器は全国規模のデポジット制度が確立されている。

天然ガス自動車 都市ガスの原料である天然ガス(タクシーなどで使われているLPガスとは別のもの)を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。現在、世界で約1,990万台の天然ガス自動車が使われている。

天然記念物 わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物(それらの存する地域を含む)であって、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

F

登録文化財 建設後50年を経過し、現在、重要 文化財等の指定を受けていない建築物・土木構 造物(橋、ダム、堤防等)・その他の工作物を 国の登録台帳に登録して保存を図るもの。登録 文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要 とするだけで、所有者の自主的な保護に期待す る制度であり、文化財を活用しながら保存して いこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成 8年の文化財保護法の一部改正により導入され た。

特定建設作業 建設工事として行われる作業の うち、著しく騒音・振動を発生するとして政令 で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち 機や削岩機、ショベルカーなどを使用する8種 類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを 使用する4種類の作業を指定している。

特定施設 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法・振動規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときには、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

特定有害産業廃棄物 廃 PCB・PCB汚染物・PCB処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したもののうち、環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3ng-TEQ/gを超えるダイオキシン類

を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、 燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処 分するために処理したもの。

特定有害物質 農用地の土壌に含まれることに 起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜 産物が生産され、または農作物等の生育が阻害 されるおそれがある物質であって、「農用地の 土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、政 令で指定されたものをいう。現在、カドミウム 及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素 及びその化合物が指定されている。

都市公園 都市公園法に定められた公園または 緑地のことであり、国または地方公共団体が設置 するもので都市計画施設であるもの、あるいは 地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

八

パークアンドライド マイカーを自宅の最寄り 駅周辺の駐車場に駐車(パーク)し、電車等に 乗り換えて (ライド) 通勤等を行う方法。通勤 等の目的で車を利用している人に対し、自宅の 最寄り駅からは公共交通機関に転換させること により、都心やその周辺部での交通混雑の緩 和、交通公害の抑制や違法路上駐車の削減を図 ることを目的としている。特に、マイカーを自 宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗 り換える場合をパークアンドレイルライドとい い、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐 車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパーク アンドバスライドという。また、最寄り駅まで 家族にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から 公共交通機関に乗り換えることをキスアンドラ イドという。

バーゼル条約 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」とい

う。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。①有害廃棄物の越境移動の禁止、②自国内処分の原則、③越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、④違法な越境移動の際の再輸入措置、⑤開発途上国への技術協力について規定されている。

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん(ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子)及び政令で指定される有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)の総称。

バイオマス バイオ(生物)・マス(体)のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には 「再 生可能な、生物由来の有機性資源で化石 資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

排出基準 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。いおう酸化物については、着地濃度によって K 値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乗せ基準を定めることができる。

排水基準 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排出水を出す場合、その排出水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準(一律基準)と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい

基準(上乗せ基準)があり、基準違反に対して は罰則が課せられる。

ハイブリッド自動車 通常走行時はエンジンで 走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や 油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー 効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減され るという特徴がある。現在、ハイブリッドシス テムのコンパクト化が進み、低公害車としての 普及が進んできている。

パソコンリサイクル 資源有効利用促進法においてパソコンの回収、再資源化が製造業者に義務づけられている。平成15年10月以降販売された家庭系パソコンについては、リサイクル料金が価格に含まれ、それ以前のもの及び事務系パソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払う。



浮遊物質量(SS: Suspended Solids) 水中 に懸濁している物質の量のことであり、数値が 大きいほど、水質汚濁が著しい。

浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter) 浮遊粉じんのうち、その粒径が10 μ m以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

フロン メタン、エタンなどの炭化水素の水素 原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原 子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中 に放出、蓄積されたフロンが、太陽の紫外線に よって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾ ン層を破壊する。様々な種類があり、従来から フロン11、12、113、114、115の 5種類が特定 フロンとされている。

粉じん 物の破砕や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。



閉鎖性水域 地形等により水流の出入りが悪い 内湾、湖沼等の水域をいう。

木

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定(平成13年6月)され、環境事業団(平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社)による拠点処理施設(全国5ヶ所)の整備及び廃PCBの処理が進められている。

マ

マニフェスト制度(システム) 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理するとともに、最終処分されたことを確認することとさ

れている。これにより、不法投棄の防止など適 正処理を確保することを目的にした制度のこ と。新たに、電子情報を活用する電子マニフェ スト制度も導入された。



モントリオール議定書 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987年9月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989年1月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989年5月、フィンランドのヘルシンキで開催された第1回締約国会合において1999年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は1988年9月に加盟した。1996年の第7回締約国会合で、代替フロン(HCFC)等の規制の強化が図られることとなった。



要請限度 市町村長は、道路交通騒音及び道路 交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過 し、道路沿いの生活環境が著しく悪化している と認める時は、道路管理者や都道府県公安委員 会に対して騒音(振動)低減策を講じるよう要 請できる。この超過限度値を要請限度といい、 車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ 限度値が定められている。

容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法* において家庭ごみの6割の容積を占める容器包 装廃棄物の資源化及び減量化を図るため、消費 者には分別排出、市町村には分別収集、事業者 には再資源化を義務づけている。県内すべての 市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行っている。 (※容器包装に係る分別 収集及び再商品化の促進等に関する法律)

溶存酸素(DO: Dissolved Oxygen) 水中 に溶解している酸素のこと。数値が小さいほ ど、水質汚濁が著しい。



ラムサール条約 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

IJ

リサイクル(再利用Recycling) 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材(材料)として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

ル

類型指定 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて水域類型(ランク付け)をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。



レッドデータブック 国際自然保護連合

(IUCN)が世界各国の専門家の協力によって 作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁(現環境省)が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」 育権動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物 I (維管束植物)と植物 II (維管束植物以外) を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改 訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然 特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然 保護思想の普及啓発を図るため、平成15~19年 度の5ヶ年間で作成作業をすすめ、公表してい る。



ワシントン条約 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約1,000種を、その程度に応じて、附属書のI~Ⅲにリスティングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は1980年8月に加盟した。

その他

NPO (民間非営利組織 Non-Profit Organization) 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、NPOは、「団体」に注目した言葉。NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、 特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証 した法人を呼ぶ。

PPP (Polluter Pays Principle) 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

3R (Reduce, Reuse, Recycle) 3Rとは、リデュース(Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)について、3つの頭文字をとって表したもの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計 や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を 減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全 部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

リサイクルは、使用済みの製品等について、 原材料等として再利用すること。

6つの「R」(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Repair, Rental) リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる「3 R」にリフューズ、リペアー、レンタルの3つを加えた、6つの頭文字をとって表したもの。奈良県循環型社会構築構想において示されている。

リフューズは、ごみを増やすことになるものを受け取らないこと。

リペアーは、修理して同じ製品を長く使うこと。

レンタルは、買わなくても済むものを借りて 済ますこと。

平成 26 年度版

2014

環 境 白 書

発行 奈良県景観・環境局環境政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8732 FAX 0742-22-1668

E-mail kankyo@office.pref.nara.lg.jp



景観・環境局環境政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30番地



http://eco.pref.nara.jp



